

平成25年第1回砂川市議会定例会  
第2予算審査特別委員会

平成25年3月19日(火曜日)第2号

開会宣告

開議宣告

議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について

議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について

議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について

議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について

議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第32号 議決事項の変更について

議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算

議案第 8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算  
議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算  
散会宣告

○出席委員(12名)

委員長	小黒 弘 君	副委員長	辻 勲 君
委員	一ノ瀬 弘 昭 君	委員	飯澤 明彦 君
	増山 裕司 君		増井 浩一 君
	水島 美喜子 君		多比良 和伸 君
	土田 政己 君		北谷 文夫 君
	尾崎 静夫 君		沢田 広志 君
			(議長 東 英男)

○欠席委員(1名)

委員 増田 吉章 君

○ 第2 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡 雅文
砂川市監査委員	奥山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸 誠一
総務部長兼 会計管理者	湯浅 克己
総務課長	安田 貢
広報広聴課長	熊崎 一弘
まちづくり協働課長	近藤 恭史
税務課長	峯田 和興
会計課長	福井 哲生
市民部長	高橋 豊
市民生活課長	福士 勇治

社会福祉課長 兼子ども通園センター所長	橋	正	紀
介護福祉課長 兼ふれあいセンター所長	中	村	一久
経済部長	栗	井	久司
経済部審議監	田	伏	清巳
商工労働観光課長	河	原	希之
農政課長	小	林	哲也
建設部長	金	田	芳一
建設部審議監	古	木	信繁
建設部技監	山	梨	政己
土木課長	荒	木	政宏
建築住宅課長	佐	藤	武雄
建築住宅課副審議監	金	丸	秀樹
建築住宅課副審議監	渋	谷	正人
市立病院事務局長	小	俣	正憲
市立病院事務局審議監	佐	藤	進
市立病院事務局審議監 兼改築推進課長	氏	家	実
管理課長	山	田	基
医事課長	細	川	仁
地域医療連携課長	山	川	和弘
附属看護専門学校副審議監	佐	々木	裕二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	井	上	克也
教 育 次 長 兼スポーツ振興課長	森	下	敏彦
学 務 課 長	和	泉	肇
社会教育課長 兼公民館長 兼図書館長	山	下	克己
学校給食センター所長	橋		加奈子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局局長	中	出	利明
---------	---	---	----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	湯	浅	克己
選挙管理委員会事務局次長	安	田	貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長 栗井久司

農業委員会事務局長 小林哲也

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長 河端一寿

事務局長 高橋伸二

事務局長 佐々木純人

事務局長 吉川美幸

開会 午前 9時57分

開会宣告

○委員長 小黒 弘君 ただいまから第2 予算審査特別委員会を開きます。

開議宣告

○委員長 小黒 弘君 直ちに議事に入ります。

○委員長 小黒 弘君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について、議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について、議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第32号 議決事項の変更について、議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算の26件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて継続費、債務負担行為、地方債及び歳入の審査

の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、議案第13号について、提案説明もございましたけれども、少し詳しくお伺いしたいというふうに思います。

まず、制定理由のところ今度の特別措置法の制定によって新型インフルエンザ等の緊急事態宣言がなされた場合に設置するというふうになっておりますけれども、これはふだんは設置しないで、そういうことになったときに設置できるように条例をつくるということで理解してよいのかどうか、まずお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 対策本部の設置の件でございます。こちらの件につきましては、海外等で、新型のまだ発見されていないウイルス等の原因で発生したインフルエンザが海外で発生した場合、一定の条件のもとで政府が対策本部を設置することになります。これに続きまして都道府県の対策本部が設置されると。その次に、今度国内でこの新型インフルエンザが発生しまして、病原性が高いおそれがあるという場合には国が緊急事態宣言を行うと。この緊急事態宣言が行われるとその下、都道府県の下各市町村で対策本部を設置すると、そういう流れになっております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 流れはわかりました。それで、余りこれはあってはいけないことなのですけれども、こういう場合に本部を設置するというので、次の中身について提案説明では第2条で、この本部を設置する場合に、いわゆる市長が本部長として、市長、副市長、教育長、そして消防のほうにも、消防長か消防署長と言われたのかちょっとわかりませんが、確認なのですけれども、恐らく消防署長になるのか、消防長になるのかちょっとわかりませんので、その辺ちょっと確認したいことと今回の場合、消防が入るといのは何か理由があるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらにつきましては、消防長ということでございます。消防が入る理由でございますが、対策本部設置されまして市町村の責務としましては市民に対する的確な情報の提供と、あと予防接種をする可能性がございますので、その部分につきまして消防等と連携をとりながら実施することになると思います。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 たまたま僕は、砂川の場合は広域消防になったものだから、消防長なのか消防署長なのかというのがちょっとこの間の提案説明ではわからなかったのでお伺いしたのですけれども、結局この場合は消防が入ということは救急出動とか、いろんなことが起きるといことで余り普通の対策本部ではない。災害対策本部の場合はあるのですけれども、こういう場合にはないのですけれども、そういうことがあるから消防署も参加するというふうに捉えていいのかどうか、もう一度お伺いします。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 そのとおりで、こういう事態が起こらないようにするのが一番なのですが、もし発生した場合には行政または消防等と連携を密にしながら市民に対する対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 それでは最後に、提案説明ではこれは平成25年の5月10日からで、市町村として行動計画をつくと提案説明で説明ありましたよね。これはどういうものなのか、もう少し詳しく。行動計画というのはどういう計画なのか。先ほどの説明では、まだ起きているわけではないし、これからの対応をする上でつくるといことで言われているのですけれども、これは国とか道のものに倣ってつくるのか、もしその内容がわかればお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらの特別措置法につきましては昨年の5月に公布されて、1年を経過しない間に施行するというので、ことしの5月の10日までに施行することになります。施行後に国の行動計画が策定されて、それに続きまして都道府県、その都道府県の行動計画に基づいて市町村の行動計画を策定することになってございます。市町村の行動計画につきましては、都道府県の行動計画に基づいて策定することになりますが、市民及び事業者に対する情報の提供ですとか予防接種の実施、その他新型コロナウイルス等の蔓延の防止に関する措置等の項目について策定することとなっております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 中身はわかりました。ありがとうございます。今のお話ですと、国の行動計画ができて都道府県ができたなら、その後市町村ですということなので、この計画ができるのは5月10日以降というふうに認識していいのかどうなのか、つくるのはですね。それでいいですか。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 施行が5月の10日までという予定になっておりますので、国、道と続いて市町村の行動計画になると思いますが、保健所からの情報によりまずと都

道府県、道につきましては6月以降という予定で行動計画を策定するというございますので、市町村につきましてはそれ以降ということになるかと思ひます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、議案第25号について質疑をさせていただきますが、提案説明がありましたように、歯科を設置するというようなことで今回の条例の提案がされておりますけれども、提案説明のときこの歯科は週1回出張医が来るというような内容の提案説明だったというふうに思うのですけれども、まずそのことに間違いはないのか確認したいと思いますが、よろしいですか。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 診療にいらっしゃる先生のお話かと思っておりますけれども、週1回の体制で毎週水曜日に、現在も11月から週1回来ていただいているというようなところで、25年度も同じような体制でいこうと考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 既に、今やられてることなのですけれども、今回の条例制定では提案説明もありましたように実際には入院されている方の治療ということになるのでないかと、提案説明を聞いたらなったのですけれども、そこをもし誤解すると外来の歯科ができるのではないかなというような市民もありますので、そこをもう一度確認させていただきたいと思いますが。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 今委員さんおっしゃられたように、現在も入院患者を対象に治療をしていただいているというところでございます。4月以降、標榜というのは歯科ということですが、院内の中では外来の歯科という標榜というよりも口腔ケアセンターというような表示をして一般の歯科とは区別すると、そういうように考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 それで、既に僕も病院に行ったときに、そういうのがあるというお話を聞いたのだけれども、今回条例が改めて出てきたものですから、どうなのかなという点で今確認で伺ったのですが、そうするともう既に診察されているから、診察する場所もきちんとなっているというふうに理解していいのですね。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 現在は、入院の病棟のほうに先生が来ていただいて、往診というか、病棟のほうに行って診療しているのですけれども、今度、標榜したときには外来のほうにも部屋を設置して行っていきたいというふうに思っています。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 そうすると、今度の条例制定で変わるのは今課長が言われましたように、きちっとした診察室というか、そういうのができるということなのですね、今のお話では、どの辺なのか、場所も含めてちょっともう一度お伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 まず、診察室というより処置室というふうに考えていただいたほうがよろしいかと思えますけれども、それは今、外来フロアがありまして、耳鼻科の奥といいますが、中待ちの奥のほうに、あの一画に1部屋を設けると。そこに診療ユニットといいますが、歯科ユニットというのですか、そういうものも置いて、そこに入院患者さんを連れてきて、そこで診療というような形をとろうと考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 先ほどもお話がありましたように、私たちも病院の入院患者さんのお話を聞くと、さっき言われたように歯科の歯医者さんが来てくれて大変助かるのだという話を既に聞いたものですから、今度これを設定するということがあって、どう変わるのかなというふうに思いましたら今のようなお話ですけれども、今度はそういう患者さんをその、今までは往診みたいな形で悪い人は病室まで来てくれたけれども、今度はそこに看護師さんなり本人が行くか、そういうふうにして治療室へ行って受けるという体制になるというふうに理解していいのですね、もう一度。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 あくまで患者さんの病状にもよるとは思いますが、基本的には動ける方はそちらのほうで診療してもらおうと。あくまで入院患者さんを対象ということなので、動けないというか、余り動いてはいけないような方であれば病棟のほうに先生が行って診てもらおうということもあるかとは思いますが。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての

審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 2 2 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 2 3 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 2 3 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 2 4 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 2 4 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 議案第30号について質疑をさせていただきます。

これは、指定理由のところに説明がありますように、これまで指定管理してきたゆうが指定管理者としての管理体制が維持されて、その実績により継続して指定するという内容でありますけれども、ご承知のとおりこの指定管理制度というのは2003年に地方自治法の改正で制定されましたけれども、本来地方自治体が担う公共施設のサービス等を市場原理に委ねるといようなことで、その後全国的に住民サービスの低下とか、特に労働条件の低下が非常に大きな問題になって、こうしたことも国会で取り上げられまして、平成22年の12月28日にこの指定管理者制度の運用についてという通知を総務省が出されたようであります。これは、労働条件とか、サービスとか、個人情報とか、いろんなことがあるようでありますけれども、もちろん指定管理者に対してもそうですけれども、管理者として指定管理者に出すほうについても、地方自治体についても、その辺はこの運用についてきちっとしなさいというような状況は出されているというふうに思いますが、その辺の内容をつかまえて指定管理者との間で協議されて、今回こういうふうに提案されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会教育課長。

○社会教育課長 山下克己君 今回の指定管理の更新に当たりましては、昨年6月から現在指定管理を担っておりますNPO法人ゆうの理事や事務局の皆さんと、現在の指定管理の問題点ですとか課題、また今後、持続可能な運営管理を行う場合にどのような点が必要

になってくるのかということテーマに数度にわたり協議、懇談の場を設けております。そういう中で、今後、地域交流センターが充実した施設となっていくためにどういう体制が必要なのかというようなことですか、委託料の問題ですか、そういうことについて十分協議を重ねてきてお互いに理解を得たところがございます。労働条件等につきましては、従業員につきましては労働者ということでございますので、基本的には指定管理者と従業員との労働の取り決め等が重要になるかとは思いますが、当然我々と指定管理者との間の協定書の中にも関係法令を遵守するという条文がございますので、そういう点についても十分お互い協議等を重ねながら、確認をしながら指定管理については事務を進めているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 私たちも指定管理がだめだというわけではありませんが、ただ今回、総務省は、当然今課長から答弁がありましたように労働法の遵守とか労働条件については、指定管理者と今言われたようなことになるのですけれども、地方自治体は指定管理者を選定するに当たって1つは労働法令の遵守はもとより、それはもう当たり前のことなのだけれども、もとより雇用や労働条件についてきちっと配慮をなされているかどうかということもきちっとしなければいけませんよということが1つと、もう一つは個人情報適切に保護されているかということもきちっと把握した上で、つかんだ上で指定管理をさせる場合はしなさいよということが、その条件を遵守することを厳しく今回の総務省の通知では求めたということは、つまりこれまでの指定管理を今までやっていたことについてはやっぱり、いろいろ全国的にもさっき言いましたように、特に労働者の雇用だとか労働条件とかには大きな問題があったということも国全体も認めてそういう通知を出したのだというふうに思うのです。そういう意味で、この点では今ある程度の予算措置もされたということも聞きましたので、我々もわかったのですけれども、後は管理者と労働者の間でどういうふうになるかというのは、ここには私たちは触れませんが、選定するに当たってその辺がどのような話し合いをされたかということをもう一度詳しくお伺いしたい。

○委員長 小黒 弘君 社会教育課長。

○社会教育課長 山下克己君 先ほど申しましたとおり、NPO法人ゆうとの間で行ってきた協議の中で当然、今の人員配置の中で労働条件ですか、そういうものがどう確保できるかというようなお話もさせていただいておまして、そういう中でお互い十分に協議をして、その条件が確保されるということを前提にお話を進めさせていただいて、双方理解した上で今回の指定管理の更新ということにつながっております。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号 議決事項の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

それでは、これより予算に入ります。

議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

それでは、84ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、86ページ、第2款総務費、ご質疑ありませんか。ごめんなさい。第1項総務管理費ですね。86ページの第1項総務管理費、ご質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、総務管理費について何点かお伺いをいたします。

まず、87ページの町内会館建設等に要する経費については、ご説明にありましたように町内会館の修繕に対する補助制度ができて、大変地域の皆さんも喜んでおります。今回300万ほどの予算措置がされておりますけれども、既に25年度の各町内からの要望も取りまとめられたので、どのぐらいの件数があって改修内容はどんなことが要望されていたのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 町内会館の修繕等に関する予算の内訳でございますけれども、まずご要望いただきました申請書としまして、町内会館の修繕について5つの町内会館から上がってきてございます。その主な修繕内容といたしましては、例えば外壁の張りかえですとか屋根、外壁の塗装、また設備としてストーブの取りかえなど、5つの町内会館から申請をいただいております。また、床についてタイルカーペットを張るということでの模様がえ、従前から助成対象となっているものでございますけれども、これについて1つの町内会館からご要望をいただいております。また、今回新たに創設しております消防用設備の点検費用について2つの町内会館から申請をいただいております。

以上でございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。これは、以前条例もありましたけれども、3分の1が地域の町内会の負担と。3分の2の助成をいただけるということは大変ありがたいことなのですが、その3分の1を負担する町内会にもいろいろ財源上のことがありまして、1年で全部できないというような状況があった場合、これは次の年に、例えば今お話がありましたようにことしは屋根をやりたいと、来年は壁をしたいとかという場合には、その1つの町内会館でも対象になるのかどうなのか、ちょっとお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 この規則におきましては、例えば2年連続というものを妨げるような規則の内容にはなってございませんので、修繕ということについては結果的に2年連続、それ以上続けて起こり得ることがございます。そういったことから、2年にわたってのご要望ということも申請は承ってまいりたいと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

それでは次に、93ページのPCBの廃棄処理委託料が4,400万ほど計上されておりますけれども、これについては提案のとき照明灯などというふうに言われましたけれども、この処理をする内容と、これは委託料が主なものとして計上されておりますけれども、処理をするための業者というのは砂川市内にはあるのかどうなのかという点についてお伺

いいいたします。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 このPCBの処理、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくものでございますが、今回砂川市で処理する予定のものは安定器であります。これが過去370台ほど市役所を初め、過去市民会館等に使用してありました電気設備の中の安定器について処理する予定でございます。具体的な処理方法といたしましては、専用の200リットル単位のドラム缶にこれを詰めてまいります。そして、専用の業者の運搬によるものでありますが、370台の安定器、総重量といたしますと約1,495キログラム、約1.5トンということでドラム缶約3缶に詰めて、そして処理をする予定でございます。なお、この処理業者については北海道が認可する特別管理産業廃棄物収集運搬業者として登録されている業者でなければならないということで、こちらの登録については現在、市内にはその登録業者の該当はございません。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 これは370台というのですか、今言われたものですね。これは、今まで処理ができなかったからたまっていたということなのか、そういう処理する方法がなかったというのか、法がなかったからそうになっていて、今回はそういうことが言われたことでできたので、一気に処理してしまおうという提案で、金額が4,400万と非常に大きいものですから、その辺のもう少し経過についてお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 この処理が現在に、平成25年度にまで経過しているということについてであります。処理の施設、これが全国5カ所ございますけれども、この中でも北海道は、東北等の県も含めた地域を対象として北海道では室蘭にしか処理施設がございませんでして、その処理施設がこれまで稼働してきた内容としてはトランス及びコンデンサーの処理しかできていなかったと。これについて、この処理施設の拡張により今度は25年度夏以降に安定器の処理もできるようになるということで今般に至っている次第でございます。なお、この処理につきましては北海道のPCB廃棄物処理計画において、できるだけ早急にとということでの処理で25年度以降対応が可能になるものですから、本市として新年度対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 中身はわかりました。これが処理されるということになったことは、いいことだというふうに思います。

それで次に、95ページについて、東1条北12丁目ですか、交通安全塔の解体工事費ということで99万ですか、されておりますが、これは提案説明では何か老朽化したからというようなことで説明がございましたけれども、これは撤去だけで今後はそういう新しい塔を立てるとかなんとかという計画はないのかどうかお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 現在考えておりますのは撤去ということで、その後の同じようなものということは今のところ考えておりません。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 古いのは、当然私はやっぱり危険度もあるし、壊さなければならない場合もあるし、またはあるいは塗りかえたりなんかして使える場合もあるのですけれども、ご案内のように交通安全対策で交通安全を市民にアピールするとかという目的でこれまで立てられたというようなこともあると思うのです。交通安全の方法は、いろんな方法がたくさんあるので、行政の一つのアピールとしてそういう安全塔を立てられたわけでありまして、今のお話ですと立てる、新しくする考えはないというお話でしたけれども、もうそれは、そうであれば塗りかえたり何かをしてさらに延命を図るといことは不可能な状況になっているのか、その辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今回除却しようとしている交通安全灯につきましては、昭和52年に砂川ライオンズクラブが購入いたしまして、同年、市が寄贈を受け、その後平成3年に1度市が看板部分の取りかえ工事を行って現在に至っております。建立後35年が経過しております。土地の所有者の方から看板部分のさびや塗装があせているということ、あるいは塔柱のさびや腐食も進んでいることから除却について検討いただきたいという申し出があったことから除却を決定いたしました。これにかわって、交通安全塔にかわって、交通安全の呼びかけというのは大事だと思っておりますので、交通安全塔を補修あるいは新設という方法ではなくて、違う方法での交通安全の啓発を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 ここは、今お話もありましたように土地はお借りして、その土地もお返ししたということなのか。ですから、今度は撤去したら、きれいに更地にしたら、それをお返しと言ったら変ですけれども、そういう形になるのか。市の土地ではないのでしょうか。その辺について、ちょっと確認をしたいと思いますが。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 この土地につきましては、所有者の方から、所有者の方のご厚意によりまして、市が無償で借りているものではありません。一般の土地の一画に立っているという状況で、もちろん撤去後は整地いたしましてそのまま、厚意で借りているものですから正式な返還ということにはならないですけれども、きれいな形でお返ししたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 この件は、土地所有者の厚意で当時そういう形で立てていただいたとい

うことはありがたかったし、交通安全対策上も大変よかったと思うので、ぜひ地権者の方からそういう声があって、さびて大変だということで今回、先ほど言ったように撤去されるということですから、きちっとしてお返しいただきたいというふうに思っております。

次、97ページですけれども、これはきのうも総括質疑でいろいろご意見がありました防犯灯のLED工事費で6,800万ほど計上されておりますが、きのうも質疑がございましたけれども、新聞報道によるときのうもお話がありましたようにこれを全部取りかえると580万円ほど節約になるのだというふうに言われていて、ある別な報道では何か18年ぐらいたつと元が取れるのだというようなことで、そういうふうにするのだというお話をされたように言われておりますけれども、これは年間580万円ほどの節約になるというのは新聞報道どおりなのか、もう一回確認させていただきたいと思いますが。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 水銀灯をLEDに変えた場合、1灯当たり1カ月で302円ほどの電気代の節約になります。これ1年間では3,624円、10年間では3万6,240円ということで削減されるということでございます。砂川市全体でいいますと、1年間で約583万ほどの電気代の削減が図られます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 その場合、この水銀灯80ワットを20ワットにした場合というふうにここでは報道がされているのですけれども、そういうふうに見ていいのですか、ちょっと確認します。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 一般的な水銀灯で、今回つけようとしているLEDとの比較になりますが、今ついている水銀灯については、ほぼ80ワットのものということでございますので、1灯1灯を見比べるということは今回試算の段階ではしておりません、主なものということで試算をさせていただいております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 それで、私は非常にLED化されることは大変いいことだというふうに思っておりますので、これまで議会でもたびたび質問もございましたし、特に今電気代ということももちろんそうですけれども、その前に節電というのが大変北海道では大事な課題になっていて、それぞれのまちで、今の時期はないですけれども、これまで道は7%とか、時によっては9%とかと節電を求めるという状況がありました。泊原発が今とまっているということもあってそうですけれども、我々も泊原発は稼働しなくても十分やれるというふうに思っておりますし、そのためには市民も含めて今節電をするということが非常に大事なことだというふうに思いますが、これが砂川で1,400灯ぐらい全部一斉に変えられると何キロワットぐらい節電されるというふうに試算があるのでしょうか。隣のほうのまちでは、市などではいろいろ試算されて、このぐらい節電になりますよというPR

なんかもしているのですけれども、砂川はそういう資料はあるのかどうかお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 全体での電気使用量の把握というのは現在しておりませんが、水銀灯に比べまして電気の使用量につきましても4分の1程度に削減されるということでございますので、事業終了後につきましては全体のコストのことですとかCO<sub>2</sub>の削減効果につきましても、もう一度検証いたしまして次の事業につなげていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 今回の市長の決断というのは、大変僕もすばらしいなというふうにも思っているのです。やっぱり一番関心あるのは、どのくらい節電になるのかと。料金ももちろんそうですけれども、ここが今一番、市民の皆さんも関心の多いところですし、ぜひそういう検証をしていただいて、これだけ電気を使わなくてもよくなりましたということが立証されれば、この効果も大きいのだなというふうに思っています。

最後に、これはきのうもお話がありましたが、新聞の報道によりますと10年間ぐらいは交換しなくてもいいというふうに言われておりました。ですけれども、これは寿命が大変長くていいのだけれども、例えば今砂川は1,400灯であるとすると、10年後にはまた1,400灯を全部一気に交換の時期が来るのでないかなという危惧もするのですが、そのあたりは何か考えたことがあるのかどうなのか。そのときは、またかなり一気にお金が必要になるのでないかなということがあって、あるまちでは計画的にやるのだというふうなお話も聞くのです。砂川が一気にやられることは、大変私もさっき言ったようにいい決断だと思いますが、そのような問題点が出るのではないかという危惧もあるのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 現在のLED灯につきましては、当初よりも性能がよくなってきておまして、よく言われるのが6万時間、年数にしますと13年もつよということで設計されております。おっしゃるように、13年後にメーカーの言うとおりであれば13年を前後にしまして寿命が来るのかなと考えております。今回は、町内会等が所有しているものを市が全部一斉にやっけてしましますが、基本的に町内会等が所有しているものなので、13年後、その前後に交換が必要になった場合は町内会等の負担によって交換していただきますが、おっしゃるように時期が集中してくるようであれば、そのときはまた規則の見直しなども含めながら検討が必要になってくるかと思っておりますけれども、現在のところは6万時間、13年ですけれども、その時期に集中することは余り考えられないだろうと。今ついている水銀灯につきましても、同じ時期につけても長くもつものとそうでないものとありますので、13年後ごろにはそういったことが頻繁に起こるかと思っておりますけれども、今のところは現在の2分の1補助という規則の中で対応してまいりたいと考えて

おりますが、13年後そのような状況が起きてくれば検討が必要になってくるかと考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

次に、101ページに行きます。ここもいいのですよね。

○委員長 小黒 弘君 徴税費前ならいいです。

○土田政己委員 ここにスマートインターチェンジの設置推進に関する経費がなされておりました、これも先般、北海道新聞の全道版にも空知版にもその内容が大きく報道されました。それで、このスマートインターについては既に皆さんもご承知のとおり相当前から、例えば高速道路ができたところからの我々の記録もありまして、議論もありましたのになぜ砂川にインターチェンジができなかったのかというところの議論もあったし、それからその後には門前町構想というのもありまして、あそこに入出口もつくるといったようなことがあったのですけれども、それも立ち消えて、また3年ほど前は民主党政権ができて高速道路が一時無料化になったというときも、可能性があるのではないかとというようなことがあっている議論されたのですが、今回やっとこのように皆さんの期待でできることになったわけでありまして、今回この予算措置されているのは新聞報道によると砂川市がいわゆる25年ですか、計画書を提出して、そしていわゆるスマートインターを設置する上でそういう見通しができたというので、大変地元経済界や地域の方々も大きな歓迎をしているという報道をされておりますので、今回のこの予算措置に当たって、今回の予算には計画をする中身が入っているのか、既に計画書というのができていいのか、今回の予算措置というのはどういう内容で使われるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 スマートインターチェンジ設置推進に要する経費の内容だと思っておりますけれども、事前に経過のほうも少しご案内いただいたところでございます。新聞報道もございましたように、計画書の作成を市が主催する協議会のほうで決定を受けたということで新聞報道をいただいたわけですが、このスマートインターチェンジの事業につきましてはまだまだ先がございまして、たまたま、まだ計画書の段階ということで、これから国等に連結の申請といいますか、申請をして許可をいただかなければ事業化にならないという行為が必要となってくるところでございます。計画書自体は最終的にはまだ、おおむね了承ということで協議会は諮られたわけなのですが、一部ほかの計画書との整合性をとりながらということのご意見もございまして、一部調整している最中でございます。月内には計画書として正規なものがそれぞれの会社のほうに申請する予定でございますけれども、まだその辺をやっている最中ということでご理解をちょうだいしたいと思います。その計画書が会社等に申請を出した後に、その後国等が連結を申請をしていいですよというふうな受け付けをスタートするというふうな情報が入った時点で今

度は砂川市として道路をつなげてほしい、一般道路を高速道路につなげてほしいという連結の申請を行うことになっております。この連結申請については、まだ申請をしていないでございますし、これから申請の時期が今月末か来月には、時期的にはなるかなと思っております。それ以降に初めて事業が開始されるということで、その辺の許可がおりないことには事業予算も計上できないということで、今回の予算につきましてはそれぞれの各機関との打ち合わせ等々が必要となってきております。24年度中についてもそういう打ち合わせを十分しておりましたので、その辺の旅費関係を予算計上させていただいております。具体的な事業については、事業の許可が出た段階で、それぞれ今後は建設部対応の中で予算措置していくというような事業の順番になっておりますので、ご理解をいただきたいなと思っております。

○委員長 小黒 弘君 土田委員、まだかかりますか、時間。時間かかりますか。

○土田政己委員 いや、終わる。

○委員長 小黒 弘君 もう終わりますか。

○土田政己委員 これで終わりますから。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 申しわけありません。今の説明でわかりました。ただ、この新聞報道によると、もう既に2015年度に供用開始を目指してできているというようなことでされているものですから、それにしてもちょっと予算は少ないなというふうに見たのですけれども、今回の中身は旅費とかそういう必要な経費だけだということですので、ぜひこれは我々も皆さんも期待されていると思っておりますので、早く実現できるように努力してほしいというふうに思いまして、終わります。

○委員長 小黒 弘君 済みません。急がせたのではないのですけれども、ごめんなさい。

それでは、10分間の休憩に入りたいと思っております。多比良和伸委員の質問は休憩後に行います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

○委員長 小黒 弘君 それでは、委員会を再開します。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、総務費、総務管理費について幾つかご質問させていただきます。

まず、91ページ、ホームページに要する経費ということで、ホームページ、砂川市はやっておりますけれども、情報がアップするしないとか、情報がこういうときはアップしなければいけないとか、何かそういったルールというのがあるのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 ホームページの情報の出す要件とございますか、そういう質



疑だと思いますが、特段ホームページのためだけの要綱等は私どものほうでは用意していないのが実態でございますが、ホームページを最初につくった段階で行政情報の発信というのを第一に考えておりました、広報すながわが当然、行政情報の発信の手段としてございましたので、広報すながわの発行に対する取り決めと同様な形で進めていこうということでホームページを設けておりますので、広報の発行の内容に応じた状況でホームページにアップするということを考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 何でこんな質問をしたかという、先日国の官邸……総理官邸は何だっけな。

〔何事か呼ぶ者あり〕

内閣府ですね。ありがとうございます。内閣府から出している情報がとにかく道のほうを通じて各自治体へ通達があったということは確認させていただいて、その後決裁は終わったのだけれども、それは青年交流事業の情報だったのですけれども、それが情報として砂川はアップされていないということは何ですかというふうに聞いたときに、広報紙の場合は枠がある程度、ページ数も決まっていますから、そういうふうには載らないということで、その後ホームページのほうにアップしていただいたという経緯があったのですが、それはいろいろある中の一つであって、そういったことが往々にしてあるのかなというふうには感じるのです。国の政策、自治体の政策、いろいろなものがある中、全部を載せるというのは基本的に大変なことで載せられないということなのか、それともある程度砂川の政策の中で必要あるもの、ないものを判断して載せているということなのか、その辺のことを教えていただけますか。

○委員長 小黒 弘君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 ホームページに載せる内容でございます。今ご案内ございました内閣府の青年の海外の事業等々、確かに道を通じて紙面に余裕がある場合、載せてほしい、広報紙に載せてほしい、また市民に対して広報してほしいということでの文書の中で、最初の判断としてはなかなか事業の部分、そちらのほうの部分については興味を持つ方が少ないのではないだろうかという部分があって広報紙についても紙面の関係上載せませんでしたし、ホームページについてもどちらにしてもトップページの場所を使うということもございますので、載せなかったというのがちょっと現状としてはございました。その辺、内部的に改めて協議いたしまして紙面が、1行、2行の話でございますので、それについては積極的に広報依頼があった部分については、今後はしていこうということで関係部署と協議をして、今後はそういう取り決めの中でできるだけ積極的に載せられるもの、国から要請あったもの、道から要請あったものについては載せていこうということで内部で協議をしたところでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 次に、同じく91ページの財産管理に要する経費ということで、砂川市の土地に関する事で質問したいなと思うのですが、市立病院の駐車場が完成しまして中央小の跡地を、今使っている部分を7月……何月だったかな、ぐらいまで様子を見て、それでという話があったのですが、ほかにも砂川市いろいろ、元市営住宅跡地でそのまま凝縮していくと余った土地とか、そういったものもあるかと思うのですが、そういった部分で今後の利用計画とか今後の部分に関して何かあれば。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 現在旧中央小跡地につきましては、砂川市と砂川市職員福利厚生会の間で駐車場としての利用ということで賃貸契約を結んでおり、普通財産でありますので、財産管理に要する経費でその経費を支出しておりますが、ご質問としまして中央小跡地についての今後の展望ということでございますけれども、中央小跡地につきましては従前より将来的に何か公共施設を建築する必要性が生じた場合にはその候補地となる可能性があるため、当面は普通財産として管理していくという方針でございますので、現在もこのような考え方に立っております。

○委員長 小黒 弘君 質問は、そういう質問でしたか。全体的な話だったような気がする。

〔何事か呼ぶ者あり〕

それはそれでいいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

総務課長。

○総務課長 安田 貢君 全体的に普通財産として管理している土地をどのようにしていくかということにつきましては、やはり普通財産が今後、公共財産として何かしら活用する見込みがあるかないか、もし当面、将来的にないというふうに判断される土地につきましては、これは公募売却という形で財産収入を得てまいりたい。ただ、それに至るまではやはりそれぞれの土地について現状を把握しながら検討していかなければならないと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 続きまして、93ページ、共用車の管理に要する経費の中で車両購入費394万7,000円とありますけれども、こちらの例えば台数とか車種とか、もしわかっている範囲であれば教えていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 平成25年度に購入する予定の公用車でございますが、2台購入する予定でございまして、1台は市民生活課が交通安全の啓発指導などで使用している交通指導車、この更新を予定しておりまして、もう一台は農政課が捕獲した鳥獣の移動などに使用している車、こちらについて更新する予定で、2台購入する予定でございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 購入する、更新と購入とはまたちょっとあれなのかなと思うのですが、例えば更新するのであれば古いやつはもう使わなくなるのか、その辺どうなのでしょう。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 当市の車両更新に当たっては、やはり現状使用している車が基準としまして走行距離10万キロ以上かつ11年経過という基準で更新しております、現在使用している交通指導車、そしてこの農政課が使っている車は総務課の共用車に回して、総務課の共用車が非常に年数、距離とも経過しているものですから、これを廃止、廃車という形で考えておりますけれども、こういった交通指導車と総務課の共用車については新車の入札時において交換下取り価格を設けて、その分を差し引いた価格で入札を行い、結果的には廃車ということになるかと思いますが、そういう取り扱いで対応してまいります。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 廃車になるしても一応は中古車の下取りとして出して、それを差し引いた分が購入費という形で確認してよろしいですか。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ご指摘のとおり、入札の業者に下取り価格設定という形で最終的な入札価格を設定していただくと、入札書を記入していただくということにしております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 次に、95ページ、移住定住促進に要する経費ということでございますけれども、昨年度も東京、北海道・暮らしフェアですか、そちらのほうで主に参加して移住定住に関してはリストアップを中心にやられたということでございますけれども、それから時間もたちましたので、その後の経緯というか、結果というか、総論的なものがあれば教えていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 移住定住の関係でございます。昨年は、北海道・暮らしフェアの東京会場に出展させていただきました、現地で来たお客さんに対して砂川を紹介しながら、情報メール等、砂川は今こういう状態になっていますよなどの情報発信をするためのメールを聞きながら、新年度に向けてぜひ来ていただきたいというような働きかけを行っているところでございます。先日、新年度分のお試し暮らしの募集も締め切りまして、数十組の募集があったものですから、抽せんなり状況を見ながら選考をかけまして8組の方を新年度の計画としてお試し暮らしのほうをやっていただくというふうな形で今準備を取り進めているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 その募集、数十組というお話だったのですが、それが北海道・暮らしフェアと今回の募集とに直結しているということによろしいのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 暮らしフェアと直結しているものもございませし、それ以外にやはり日常的に広報活動をしておりますので、それらを踏まえた中での合計数字でございませ。33組のお申し込みがございませして、どうしてもダブってしまひませるので、お断りしなければならぬ部分もあるのですけれども、ぜひ移住に向けてお試しをしたいという方を中心に8組を今年度予定をされているところとございませ。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 例えは33組の中で暮らしフェアと直結しているのと一般公募というか、普通の公募での割合とかというのはわかりませすでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 今現在、手元には数字的には押さえておりませないので、ご了解いただきなと思ひませ。済みませぬ。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 わかりませました。理想的には直結して、しかも移住を前向きに検討している人が8組以上いてというのが理想だなど。この質問は終わひませ。

次、97ページ、市民相談に要する経費ということと、これは庁舎内でやっている恐らく弁護士さんが来て法律相談みたいなものなのかなと思ひませのですが、これの利用率というか、利用状況というか、実態というのを教えていただければ。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これは、毎月第1金曜日に実施しております無料法律相談にかかわる経費とございませ。平成21年度が全体で57件、22年度が61件、23年度が68件といった推移で現在利用していただひませ。金曜日の1時からということなのですけれども、1時から4時まで1人20分を持ち時間としまひませ、最大9件を1回に受けるということになっておりませして、多いときと少ないときありませけれども、そのような推移で来ておりませ。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 ぱつと頭悪いので計算できないのですけれども、おおむね入っているという感覚なのか、それともおおむねすいているという感覚なのか、どっちなのでしょう。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 平均しますと大体7件ぐらいになります。9件の申し込みがあつても比較的キャンセルが1件、2件ある。5件しかなくても1件、2件キャンセルがあるという状況で、全体を平均しますと大体7件ぐらいということになってございませ。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 次に、その下、消費者対策に要する経費についてなのですが、これは恐らく消費者相談のほうに主に係るということだと思うのですが、これも同じく利用状況等を教えていただければ。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これにつきましては、消費生活相談につきましては平成24年度から消費者協会に委託しております。4月からこの2月までの実績としまして延べ34件の相談を受けておまして、開設につきましては祝祭日を除く月、火、木、金の10時から午後3時まで相談員1名が常駐して受けております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 これは、期間がそれなりにあるのですし、平日、基本毎日やっているとは思いますが、ちょっと何か利用率が少ないかなという気はするのですが、そのあたりの見解ってありますか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 毎月相談の内容につきましては報告をいただいておりますが、1回の相談面談で終わるものもございまして、1件に何日も、あるいは何か月もかかるような案件もございまして、延べ件数34件ということで単純な積み上げの件数は34件なのですが、実はかかっている時間にしましては、時間の累計というのは今はまだ集計していただいていないのですけれども、今後はそういったことも必要かなと考えておりますが、1件に要する時間というのは比較的長いということで消費者協会からお話をいただいております、単純な延べ件数だけの評価は今のところできないのかなと。今後何年かしていく中で件数と対応する時間について検証しながら見ていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 相談する場所があるということは安心感もあるし、こういうものがあるということは大事だなと思うのですが、それなりに経費もかかっていますので、利用されるのが一番いいなと。相談がないというのは、もっと言えば理想なのかもしれないのですが、わかりました。

次に、その同じく97ページ、公害対策に要する経費ということで自動車騒音常時監視調査委託料、これは去年から始まっていると思うのですが、ことしも予算計上されているということなのですが、昨年から取り組んだ中でどうだったのかということなのですが、何か問題があったのかということについてお聞かせ願いたい。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これにつきましては、権限移譲によりまして北海道から市がやる業務ということになりまして砂川市が行っておりますが、平成24年度実施してお

りますが、今月末までには実施結果が成果として上がってきます。その後、その内容を精査しまして、ことしの7月までにこれを環境省に報告してまいります。その後、市としましては本年中にはホームページなどで公表してまいるという流れになっておりますが、今はまだ成果物が上がってきていない状況ですので、24年度問題があったかなかったかにつきましては把握しておりません。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 これは、どちらかという報告の義務みたいなものがあるということなのでやらなければいけないということなのではないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 この事業につきましては、環境省への報告と住民への公表というのが与えられておりますので、時期を逸しないように、そのように取り組んでまいりたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 まだ結果が出ていないということなので、結果が出たときに仮に問題がなかったということになった場合は、これはもう実施しないと、例えば2年に1回やればいいのかとか、そういう話になっていくのですか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これにつきましては、市内の10路線が対象路線となっておりますので、その10路線を20区間に対象区間を設定いたします。20区間なのですが、これを5年で1回やるということで、1年に4区間実施するというので5年間で20区間をやりますので、最低5年は続きますし、それで終わるということではございませんので、その後も実施してまいるということになってございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 これは必要な経過観察というか、そういうことになるのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これは、自動車騒音対策を行うために自動車の騒音状況を経年的に把握するという主な目的がございますので、そのような目的に沿って5年サイクルになりますけれども、各路線、各区間について実施してまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 では、仮の話で本当に申しわけないのですけれども、例えば20路線調べましたと。問題がありましたといった場合は、これはどういった方向に行くのですか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 路線とか空間的な区域によって対処法が異なりますけれども、公安委員会へそういう状況があるということ報告して対処していただきたいということとか、あるいは市道、道道の場合は道路管理者に対して改善をお願いするということが考

えられます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 車とかそういうものの騒音である場合と、それから道路が悪いことによる騒音とか、それを調べてそれぞれに報告をして対応をしていただくという形によろしいですか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 基準以上の騒音が出ているという場合につきましては、道路の路面状況ですとか、あるいは交通量とか、どのような車両が通行するのかなどいろんな要件がありますので、道路の路面状況ですとか、あるいは信号の位置ですとか、そういったことも踏まえながら、どこに改善の要望をするのかというのが決まってくるということになってきます。

○委員長 小黒 弘君 それでは、沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、10目市民生活推進費ということで、97ページでありますけれども、単純な質問になるかもしれませんが、お聞かせいただきたいと思うのですが、97ページ、市民生活向上推進に要する経費の中での生活安全推進委員報酬ということで4万円を計上されております。これは毎年計上がされているのですけれども、平成25年度として、これは平成12年あたりに生活安全条例が制定され、その後も改正もされ、今現在に至っているわけですけれども、平成25年度生活安全に向けてどのような考え方で取り組みをされるのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これにつきましては2年に1度ですけれども、2年を区間としまして生活安全のモデル地区というのを指定させていただいて防犯などの取り組み、生活安全の取り組みを町内会でしていただいておりますが、そういった取り組みを推進するというので25年度につきましても早い時期に開催をいたしまして、24年度で今指定させていただいているモデル地区の期間が切れますので、新たな町内会でのそういった取り組みをしていながら、今まで5つのモデル地区を指定しておりまして、取り組みとしましては10年以上経過しておりますので、これまでの取り組みの実態などを検証しながら今後の生活安全運動につなげてまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それぞれ地域に行くと看板も上がっておりますから、ここはモデル地区なのだろうなということでも理解させていただいております。2年に1度ということなものですから、平成25年度は新規の形になるかと思うのですけれども、恐らくこの生活安全推進委員会の中でいろいろ協議もされるかと思うのですけれども、新規に当たってはどのような要件を含めながら選定をされていくのかということで、その辺の考え方あるのではあ

れば聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 生活向上に取り組んでいただく町内会にありましては、防犯の旗を立てていただく、あるいはパトロールをしていただくなどモデル地区としての取り組みの計画を立てていただきまして、これまでの取り組みの経過を踏まえての計画をつくっていただきますので、余り目新しい活動というのはないのですけれども、今まで積み重ねてきた各地区のそういった活動を参考にしながら計画を立てていただきまして、そういった計画について審議してモデル地区を選定していくということになっておりまして、その後は防犯の旗ですとか、交通安全の旗ですとか、そういったものを市から貸与いたしまして、看板の設置などもいたしまして、2年間そういった取り組みに進んでいただくということになります。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかりました。そういう点では、市民の生活、安全を含めて守っていかねばいけないことでもありますので、より一層の努力をお願いをしたいなというふうに思います。

それで、続きまして暴力追放運動推進協議会負担金ということであるのですが、昨年暴力団排除に関する条例も制定されまして、その後砂川市ももちろん商工会議所、さらには砂川警察署、さらに1市3町の個々の地区の関係も含めてかなり積極的な動きもされているようですけれども、この暴力追放運動推進協議会負担金に絡めてでしかちょっと聞けないのかなと思ったのですが、平成25年度としてこの条例も制定されておりますけれども、取り組み的なもの、どのような考えをされているのか聞かせていただければと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今のところ、特段今まで行っていなかったイベントのようなものは用意しておりません。その条例ができましたことによりまして、警察と市が協定を結びましたが、それは公共事業に暴力団関係を入れないということでの協定でございます。そういった取り組みにつきましては市の契約の段階で排除するということが、契約書の中にそういった条項が入るという取り組みが1つあります。あるいは、公共、公の施設につきましてもそういったものが利用できないというふうになってきます。この条例ができたことによりまして暴追協との取り組み、お祭りのときなど、あと冬にも暴追協と一緒に市内を巡回しておりますが、そういった取り組みを継続しながらこの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。暴力追放運動、いろいろな形での努力もお願いをしたいなと思います。

それでは、続きまして防犯灯LED化工事費ということで、先ほど土田委員さんからも



質疑がありましたけれども、まさに私も提言者の一人として、そもそも防犯灯のLED化を望んでいたのは各町内に至ってはもう三、四年前から何とかしてほしいという声が、今やっとここにきて工事費として計上されてきたということでは、多くの皆さんも大変喜んでいてかと思えますし、それをしっかりと受けとめていけるのかなと思っています。何よりも各町内会においては、やはり電気料の削減にもつながりますし、もちろん市からも電気料ということで補助もいただいている中では、最初の初期投資としてはお金はかかるかもしれませんが、そういった削減にもつながるということでは、先を見た中ではすばらしいことであるというふうに私も認識をさせていただいています。そんな中から若干だけ聞かせていただきたいと思うのですが、先ほど6万時間、13年間は維持管理費も含めてかからないですねというような話もいただいています。ただ、私も正直、今後工事がされて設置されたときにちょっと心配なのは、やはり電化製品でありますから、工事はしたけれども、すぐトラブルたよといった部分が起きたときに、この対処の仕方としてはある程度考えていきたいということは理事者サイドでも言われておりますけれども、この辺どのような対応も含めて考えているのか、これを聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 おっしゃるように電化製品ですので、当たり外れがあると思えますけれども、例えば1年未満で壊れてしまうようなものにつきましては、それは保証期間の間でございますので、メーカー保証になるかと思えますし、保証期間につきましてもできるだけ長いものがあれば、そういったものになるようなことを考えながら発注してまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 これは、どこのまちとは言えないのですが、近隣のまちでもLED化されたところがありまして、たまたま見る機会あったのですが、ちょっと1基だけが電気がついたり消えたりということをされている分野があって、恐らくこれは球が悪いのではなくて、その電源を安定化するためのものなのかなと思いついて見させていただいています。いまだにそういう状況が近隣の中ではあるのですけれども、やはり設置工事が終わった後にそういったことが起きた場合は、恐らく地域の町内会長さんを含めてすぐ連絡等は来るかと思うのですけれども、そういったときに速やかな対応というのを私は望みたいと思っているものですから、この辺の考え方、再度になるかもしれませんが、聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これにつきましては、平成23年の12月から町内会連合会の役員会で説明をさせていただいて以降、各町内会の皆さんにご理解をいただきながらこれまで準備を進めてまいりました。25年度これを実施するわけでございますが、実施後につきましても、もちろんこれまでの協議経過を踏まえまして、変わらず連携しながら、

一定程度の間いろいろなことがあると思いますけれども、市民生活課が窓口になって解決してまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 一層の努力をお願いをしたいなと思います。ただ、13年間交換が必要ないと言われても恐らくカバーが壊れたりだとか、場合によったら昼、夜のセンサーの関係、夜になればつくというセンサーがついていますから、恐らく。でも、センサーの関係になると、今度は電気を供給している北電さんとの関係も出てくるのかなという心配もしておりますけれども、この辺今後どうなるかはわかりませんが、そういったことが本体よりは本体を覆っているものを含めての耐用というか、耐久性がなくなることをちょっと心配もしております。そんなこともあるかもしれませんが、この辺は今後のことでもありますけれども、できればそういうときには真摯に地域の人方としっかりとした相談なり、または話し合いもしてもらいたいなということでこの件については終わります。

続きまして、99ページの南地区コミュニティセンターの管理に要する経費ということで計上はされております。そこで、ちょっと2点ほど確認も含めて聞かせていただきたいと思うのですが、これは南地区ということでお話しますが、恐らく北地区、東地区においても同じような状況があるのかなと思うのですが、強いて言うと冬の間、冬季燃料代がどうしてもかかるものですから、特に南地区の場合は3つのボイラーを使ってやっております、ほかのところは部屋ごとにストーブがついているといったこともあるのですが、どうもやっぱりこの灯油の値上がり、高騰によって結構運営管理が厳しいということがありますが、この辺は管理委託料の中でどのような状況になっていくのかとか、対応というか、考え方があるのであれば聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 管理委託料のうち、光熱水費にかかわる部分につきましては、過去3年間の状況を見ながら使っている量ですとか、単価ですとかの動きを見ながら設定させていただいております、灯油の量につきましては過去3年間の一番使った量がどのぐらいなのかということを目安にしながら光熱水費を算定してございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 3年間の平均での光熱水費ということの算定でありますけれども、その年度途中でやっぱり高騰によってちょっと運営に影響が出るなといった場合は、この辺の対応の仕方というのは、市としてはどういう考えを持っているのか聞かせていただきたいと思っております。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 急な高騰のときの対応ということでございますが、基本的には委託料全体の中でやりくりをしていただくということが基本になってございますが、

そのやりくりができないような状況になってきたときには、どのような方法で解決していくかということについては、指定管理者の方と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それぞれ運営をしている指定管理者の運営委員会ありますので、そことしっかり対応を検討していただきたいなというふうに私も思います。

それで、ちょっとこれに関連する部分もあるのですが、コミュニティセンターを使用していくと、やっぱり長い間使用してもらったりとか、回数も多くてといったところ、もしくは利用する団体によっては減免措置で利用料金をこれだけ減らしてくださいといった部分で申請をされると、本来決まった料金より安く使用するということになるのですが、そうすると運営委員会としては、申しわけない、その分使用料の収入が減ってくるということなのですが、こういった場合の市の対応というのは、強いて言うとそのまま削減されたまんまで、その削減分の補填だとかそういったことはなしで、そのままいかにざるを得ないのかどうか、その辺を含めて聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 使用料の決め方につきましては、それぞれの指定管理者の考え方で設定していただいておりますので、通年の管理運営の中でそういった財政状況も勘案しながら指定管理者の中でまずはご検討いただいて、その結果どのような使用料の設定がいいのかということを決めていただくこととなりますが、この委託料につきましては市が負担する分、町内会が負担する分、共有している部分というのが基本になって委託料をお支払いしておりますので、それ以外にどうしても必要な歳入につきましては指定管理者において使用料の取り方をまずは検討していただく、その上で全体的なご相談をいただくという流れになるかと存じます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 流れ的なものはわかりました。ただ、私的には減免はたしか市のほうでこういうことをすると減免になりますよというような決め事があったかと思うのですが、そうするとこれ減免できますよといって団体が減免申請を出すと減免になってしまうのですよね。だから、減免をされたら本来入ってくる収入よりも運営委員会には若干減って、削減されて入ってくるのですけれども、この辺はこういう決め事ですから運営委員会さんはそのとおりやってくださいということで受けとめるしかないのか、もしくは減免分の不足分は補填とかいったそういった形の考え方というのは市としてはあるのかないのかということを聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 現状の運営の中で減免の状態がどの程度運営に影響があるのかというところは現在把握しておりませんので、それらの状況につきましてはご相談を

受けながらどのような方法で、今後も維持管理、運営していただくことになりますので、その辺を踏まえながらご相談に乗っていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。ただ、運営委員会としては長い間使っていただいて、これからも使ってもらいたい、使ってもらわないことには収入は入ってこないものですから、やはりここで減免なしよと言ったら、ほかに行かれても困るということもありますので、そういったことでそれぞれ恐らく運営委員会さんあるかと思えますけれども、そういったような状況の相談のときにはしっかりとしていただきたいなということをお願いして、この件については終わります。

○委員長 小黒 弘君 まだありますか。

○沢田広志委員 続いてなのですが、端的に聞かせていただきます。101ページ、まちづくり推進費、地域公共交通ということで、これは総括質疑を通して多くのことを出されてきておりますので、おおむね概略も含めてわかってまいりました。そこで、実験運行はジャンボタクシー、コミュニティバスを実施して、9月、2月ということを用意しているということですが、これ実験運行自体は期間的にはどのぐらいの期間をもって実施を考えているのか聞かせていただきたいと思えます。

○委員長 小黒 弘君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 地域公共交通の予算でございますが、まず予算の算定の仕方と申しますが、つくりについてもちょっとご説明させていただきたいと思えます。今回、地域公共交通会議負担金ということで1,044万円の負担金の計上をさせていただいておりますが、本来でありましたら市が独自でやるのであれば、市がそれぞれ細分化した内容で予算を計上しなければならないところなのですけれども、今回の地域公共交通会議負担金、交通会議を構成する人たちが主体的に事業を行うということで、交通会議のほうの負担金ということで計上させていただいていることをまずご理解をいただきたいと思えます。その上で、交通会議が実際に事業を行います。事業の内容については、この後4月に交通会議が開催になりますので、その中で正式な決定を見ることになるのですけれども、この予算計上の中で予定をしておる部分について説明をさせていただきたいと思えます。

○委員長 小黒 弘君 課長、質問に対する答弁で結構です。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 済みません。それで、予定をしている部分について総括質疑の中でお答えした9月、2月をめぐりというお話をしましたけれども、これは調査事業の一環でございます。調査事業でこういう運行をする場合についてはおおむね1カ月程度というふうな補助要件がございますので、それぞれ1カ月を実験として行いたいと考えているところでございます。決定については、4月以降の交通会議の場で決定していきたいと考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。強いて言うと、これは地域公共交通会議が主体的に実施していくということでありますので、今のところ流れはあるかもしれませんが、今後その会議の流れを見ながら、またいろんな場面で聞くことができれば聞かせていただきたいというふうに思います。

それで、続いてなのですが、協働のまちづくりに要する経費ということで、これも総括質疑を通して多くのことが出されております。市民活動入門講座については年4回、定員30名、講師はNPO北海道サポートセンターから講師を呼んでやられるということですが、これの実施に向けたときの周知の方法というのはどのように考えられているのか聞かせていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長 近藤恭史君 ご質問のありました人材育成の取り組みといたしまして、市民活動等入門講座を新年度予定してございます。こちらの実施につきましては、本年度7月から9月まで3カ月間にわたりまして月1回、全3回の講座を予定しているところでございます。こちらの講座の周知につきましては、事前にあらかじめ広報すなわ、またホームページ等で周知するほか、市民活動の入門講座ということでございますので、砂川市内でそれぞれ市民活動をされていますボランティア活動団体ですとかNPO法人の方々にもそれぞれご案内をしていきたいというふうに考えてございます。また、やはり市民活動を担っていただく方、やはり若い方々にもこういう活動に参加していただきたいという声を多く聞いてございますので、市内にございます学校、高校等にも出向きまして、高校ではボランティア活動を盛んに行っている現状もございまして、高校生のPRも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 周知の方法を含めてわかりました。定員が30名ということで、それぞれボランティアに係る人方も含めてということですが、ちなみに町内会は約87町内あって、例えば町内の関係の人方も来たいとかとなったときに万が一、うれしい悲鳴として30名の定員だけれども、30名の定員をオーバーしてしまったといった場合の考え方というのは、何人ぐらいまでふえたりとか、いや、30名で締め切りましたよということなのか、この辺今の段階での考え方を聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長 近藤恭史君 協働のまちづくりを進めるに当たりましては、やはり市民活動を活発に行っていただくということは砂川市にとって大変よいことだというふうに思っております。また、今回私どもが新たに企画いたしますこの入門講座、興味を持たれて多くの方が例えば申し込みをなされた場合、一応今のところは定員30名ということで先着順ということでは考えてございますが、その状況を踏まえてこの講座のあり方、

講師の方とも今後相談していきますので、回数をふやすことが可能なかどうかということも踏まえて、その状況に応じて対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 まさに今回の講座を通して、この方たちが協働のまちづくりを目指していくに当たっての即戦力と言ったら失礼ですけども、土台となってやっていくというふうに私も受けとめておりますので、ぜひ一層の努力をしながら多くの人方の参加をいただいて頑張っていたきたいなと思います。

最後に、地域コミュニティ活動支援事業補助金ということで334万7,000円が計上されております。これは、新規事業ということになるかと思えます。補助金としての予算計上でありますので、条例とかになれば議会での個別での議決ということになるかと思うのですが、ただ今回質疑を通しながらでも、この辺の中身というのが余りきちっと出されていないような。というのは、補助金でありますから事業目的の内容、提案説明の中でも若干されておりますけれども、やはりそれを町内会に対してどのような形での補助金のメニューとしてなっていくのかといったことも正直出ていませんし、強いて言うならば補助金を出すに当たっての要綱の内容がどのような形になっていくのか、さらにはこれが今後、議決が通った後に平成25年度ですから4月から動いていくかと思えますけれども、これを申請しようとするに当たってはやっぱりいろんな形での周知だとか、この内容についての説明会等も含めていろいろ考えられているのではないかと思うのですが、この機会に聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長 近藤恭史君 周知の方法ということでよろしいでしょうか。

○沢田広志委員 できたら、この内容というのを説明できるのだったらお願いしたい。

○まちづくり協働課長 近藤恭史君 わかりました。では、まず初めに、今回予算計上させていただきました地域コミュニティ活動支援事業補助金の内容についてご説明をさせていただきますと思います。この事業補助金につきましては、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みに対しまして補助金を交付することにより、地域コミュニティの充実強化を図り、協働のまちづくりを推進することを目的とした事業でございます。事業補助の内容についてでございますが、補助の対象団体は町内会ということにしておりまして、市内87の町内会が対象となるところでございます。また、補助の対象となる事業につきましては町内会が実施いたします地域コミュニティの形成につながる活動を事業としておりまして、その内容といたしましては高齢者や子育ての支援活動や健康づくり活動などの福祉、健康にかかわる事業や新年会、焼き肉パーティー、レクリエーション活動、文化発表会などの地域交流にかかわる事業のほか、防災、防犯にかかわる事業、環境美化にかかわる事業、町内会だよりの発行などの広報、調査にかかわる事業、研修、学習にかかわる事業、その他地域コミュニティの形成に資すると認められる事業を補助の

対象事業としているところでございます。なお、市から他の補助を受けている事業については補助の対象外とするものでございます。

次に、交付いたします補助金の内容についてでございますが、補助金につきましては基準割という補助と事業割という補助の2つの補助金を設けてございまして、これを合算して交付するということを考えてございます。初めに、1つ目の基準割の補助につきましては、今ほどご説明いたしました補助対象事業を実施いたします町内会に対し、町内会加入世帯数に応じて交付するもので、補助金の額は町内会加入世帯数に応じて5,000円から最高5万円までの8つのランクに分類しているところでございます。

続きまして、事業割の補助につきましては基準割と同様に補助対象事業を実施する事業に対しまして、その際に係る経費の一部を補助するものでございまして、市が定めた補助の対象となる経費の3分の2以内の額を交付するもので、3万円を限度として補助するものでございます。なお、対象経費のうち除外するものがございまして、この除外する経費につきましては酒類及び飲食を主とする事業の食料費、町内会の経常的な運営維持管理費、人件費、そのほかにも商品券、記念品または景品等の購入に要する経費は補助の対象外としているところでございます。これらの補助につきましては、町内会からの申請を受け、実施する予定としてございます。以上が事業の主な概要でございます。

これらの補助事業の町内会のほうの周知ということでございまして、これにつきましては4月より要綱を定めて実施することを考えておりまして、また町内会の周知につきましてはあらかじめ事業の概要の説明ですとか申請の仕方等の説明会を開催しようというふうに考えてございます。これは、4月中に実施したいというふうに考えておりまして、また各町内会への周知ということで丁寧に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、市内にございますコミュニティセンター、さらには市役所等何力所かの会場でその説明会を実施して周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 地域コミュニティ活動支援事業補助金ということで、大まかな内容的なものはわかりました。恐らく各町内または町内会連合会も含めて期待をしていた今回の補助金でもあると思います。なおかつ説明会を通して使い方の道がわかってくると、なお一層町内会にとっても、いろいろ活動に当たっては苦労されている町内においても有意義な使い方ができるのかなというふうに思います。そういう点では、4月中に説明会をされていくということでもありますので、その辺は町内会87町内会ありますので、しっかりとした対応も含めて実施をお願いをしたいなということをお話しして終わりたいと思います。終わります。

○委員長 小黒 弘君 総務管理費について、他にご発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、1時まで休憩にいたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時57分

○委員長 小黒 弘君 それでは、委員会を再開いたします。

次は、102ページの第2項徴税費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第3項戸籍住民基本台帳費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、104ページ、第4項選挙費です。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

106ページ、第5項統計調査費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

108ページ、第6項監査委員費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、110ページ、第3款民生費にまいります。第1項社会福祉費、ご質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、民生費の中の社会福祉費、117ページ、老人憩の家の管理に要する経費ということで質疑させていただきたいのですけれども、このほど町内会館のほうの補助ということでやられましたけれども、老人憩の家のほうの老朽化も深刻化していると私は思うのですが、今後老人憩の家に対する考え方について何かあれば答弁いただきたい。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 老人憩の家の件でございますが、こちらにつきましては市内に5カ所ございまして、一番古い施設につきましては北光の昭和44年の建設ということで、現在は指定管理者制度で管理をいただいている状況でございます。設備、修繕関係の役割の分担につきましては、小破修理につきましては指定管理者のほうでやっていただくと。また、主体部分の主体構造の小規模な修繕は市が行うということになっておりまして、現在も小規模なものにつきましては指定管理者の方と随時協議をして予算の範囲内で対応できるものは対応しているという状況でございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 今後についてということでお願いしたのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 今後につきましても、今までの考えと基本的には変わらずということではございますが、ただ大規模な修繕が必要になった場合は、以前も平成22年度、23年度に石山、空知太、南吉野、宮川で屋根改修の大規模な修繕を行っている



ころでございますので、そういうような大規模な修繕が必要になった場合は、その都度指定管理者の方と十分協議をした中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 おかしいな。市の施設ではないの、あそこは。

〔何事か呼ぶ者あり〕

今の答弁でいいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 施設自体は市の施設でございますので、最終的には市が判断して検討を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 ありがとうございます。その判断基準を教えてくださいなと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 判断基準、明確には今のところ持ってございませんが、老人憩の家につきましては高齢者の方の交流の場でありまして、今後も見守りですとかいきいき活動、4月から新たな取り組みが始まります、いきいき活動を行う重要な拠点となる場でもございますので、そういうような状況の中で使用ができないような、十分に快適に利用ができないような状態になった時点で検討を加えていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 空調整備も含めても快適だとは言いがたいなという認識なのですけれども、どういったことで快適という認識なのか教えていただけますか。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 快適と申しましたが、通常地域の方、高齢者の方の活動といたしますか、交流の取り組みができるような、そういう状況ということでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 今後本当にやっぱりコミュニティセンター等はきれいになりましたけれども、使う人が高齢者ということになるとコミュニティセンターまでもかなりの距離はあるというふうに思うのですよね。それでいて夏は暑くて冬は寒いということになると、基本的にはそういうことを、もうあそこを使って何かをやろうという気に既にならないような状況であるというふうに私は思うわけなので、そのあたり状況、何が快適かということではないのですけれども、せっかくですから使ってもらえるような環境整備をお願いして終わりたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、111ページ、民生委員の活動に要する経費ということであ

りますが、これも提案説明をされていますけれども、退任民生委員記念品ということで7万円を計上されておりますけれども、大体まずは何人程度、退任が予定されているのかをまず先に聞かせていただきたいと思えます。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橘 正紀君 民生委員の活動に要する経費で退任の民生委員の記念品のところでございますけれども、民生委員の任期は3年でありまして、平成22年度から3年間ということになっています。本年度25年に民生委員の56名ですか、56名の退任総選挙というか、任期が来ます。それで、再任の場合はできる限り75歳未満の方を選出をしてくださいという国の考え方がありますので、今段階で、町内会のほうから一般的に推薦をいただくのですが、まだ確定しているわけではございませんけれども、一応75歳以上の方14名を予算的に計上させていただいたというところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 3年ごとのことと75歳に満たない中で活動をしてもらいたいということから、56名の中で14名の退任が予定されるであろうと。たしか24年度の補正予算のときにも、これは補正を組んで退任の関係の記念品も計上されておりました。強いて言うとき非常に心配する部分が、平成25年度はやはり市長の考えのもとでいきいき支え合いだとかを含めて、民生委員さん方の協力を多大にいただかなければ町内を含めていきいき支え合い、要は高齢者の皆さんの支え合うための活動というのは不可欠なものだというふうに思っているだけに、私的には非常に心配なのが退任される方たちが年齢的な条件だけで退任をされるのか、もしくはもう仕事の量が多くなってきて、それによって退任をしたいというような意向の部分もあるのかという、ちょっといろんな話が入ってくる関係でちょっと心配なことがあるものですから、この辺を含めて今の段階は75歳以下、75歳までの人方が今後は退任が予定されているということだけで押さえておいていいのかどうか、その考え方を聞かせていただきたいと思えます。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橘 正紀君 今申しました予算的な計上の人数としては、先ほど75歳以上の方を一応対象とさせていただいたということでございますけれども、実際はできる限りということですから、75を超えても民生委員として活動をしていただけるということであれば、もちろん75歳以上を超えてもやっていただくという考えは持っていますから、75歳だからやめなさいと、そういうようなことではございません。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。そのような年齢制限の件と、だからといってやめるということにはならないということでは理解をさせていただきました。

この件については終わりますけれども、これと関連することになるかと思えますが、民生児童委員協議会交付金481万6,000円が計上されて、大体ここ数年は同じような

金額、平成23年度がたしか470万何がしかがあったかと思うのですけれども、強いて言うと若干、私は絡みとして話しさせていただいたのですけれども、民生委員さん方の仕事のものが、やっぱり過去から比べるとかなりさま変わりしてきている。高齢者対策、あと高齢者対策に係る安否確認だとか、いろんな相談だとかということでは、仕事のものが、かなりかわりが多岐にわたってきているということで、民生児童委員協議会としての声ではないかもしれませんが、民生委員さん方の声がちらほら入ってくるのがやっぱり仕事にかなり量的な部分も相談業務も含めた、時間も費やすし、そういった部分での正直この方たちというのはボランティア的な要素が多にあるのかなというふうに私も思っているものですから、やはり電話1本かけるにしても電話代はかかるわけですし、隣近所へ行くにしても時たまやっぱり急いで行くときは車で行ったりとかあったりするし、自分の時間だけを体で使う分はボランティア的な部分で、要素としてはいたしかたないのかなと思うのですが、ただそれ以外にもやっぱりかかる経費、例えば民生委員さんの協議会の会議だとかといっても主に市役所で開催するにしても遠くから来ればそれなりに足代もかかるわけですし、そういったことを含めたときにこの481万6,000円というのは交付金でありますけれども、この設定については、市としては妥当だから出しているかと思うのですが、この辺の考え方というのはどうなのでしょうかね、聞かせていただければと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 民生委員協議会にお渡しをする交付金でございますけれども、この内訳的なものは北海道のほうから委託金ということで1人当たり5万8,200円という金額で56名分の交付金を活動費としていただいております。さらに、砂川市の民生児童委員の団体ということで活動推進費ということで20万円、合わせて345万9,200円ぐらいですか、そこが入っております。そのほかに砂川市から135万円ということで、大体、道の委託金の半分程度を出しているところでございます。その内訳的なものは、財源的なものはそうなのですが、民生委員に実際、活動として調査活動費ということで毎月3,700円お渡しをしております。さらに、例えば会議とか参加すれば1回当たり1,000円ということで費用を計上しております。最近は、まさに高齢者対策等々活動がある程度ふえてくるのかなというふうに思いますけれども、現段階ではその調査活動費の中でボランティア的な活動になりますけれども、活動をしていただくという考えであります。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 中身的なものはわかりました。これは、25年度の予算なものですから、こういった方向で実施をされるのでしょうかけれども、いま一度民生委員さんの活動量を含めて、しっかりと押さえてはいるかと思うのですけれども、これに見合うこともやっぱり今後検討の課題の一つかなというふうに思いますので、この辺をお話をした中でこのこと

については終わりたいと思います。

続きまして、社会福祉費だから2、知的障害者福祉費ということで、ちょっとこの辺を改めて聞かせていただきたいと思うのですが、113ページ、知的障害者地域生活支援に要する経費ということで成年後見人等報酬補助金33万6,000円、成年後見人等申立費用補助金8万1,000円というふうに計上はされておりますけれども、この辺中身的なものというのはどういう形になっていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 成年後見人等の制度でございますけれども、この制度につきましては判断能力が十分でない方の本人の財産管理ですとか不動産等の重要な契約などをかわって行くと、成年後見人等が行うという制度でありまして、その成年後見人等の支援ということで砂川市では22年度に砂川市成年後見制度利用支援事業実施要綱ということで予算化をしております。それで、成年後見制度の支援としては3種類ほどありまして、申し立てに要する費用、要するに家庭裁判所に申し立てをする費用、これを負担が困難な方にその費用を助成をするということと、成年後見人あるいは保佐人、補助人とかになった方に報酬の助成を行うということと、もう一つは市長が要支援者の後見制度の利用にかかわる審判の申し立てを、本人にかわって申し立てを行う費用というのがございます。それで、成年後見人等補助金33万6,000円につきましては、これは後見人の報酬、これが2万8,000円と。これは家庭裁判所の定める額でございます、これの12カ月分を計上しているということでもあります。それと8万1,000円、成年後見人等申立費用補助金というのは、これが本人あるいは親族で申し立て困難な方に助成するということで鑑定料ですとか登記手数料等、こういった申し立てに要する費用を助成をするということでございます。それと、その他の経費にあります同じ8万1,000円となりますけれども、これは市長が申し立てをする費用ということで、これも鑑定料ですとか登記手数料というような関係の書類の費用ということになります。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。強いて言うと、補助金については2万8,000円の12カ月分と費用補助金の関係は申し立てをするための費用の部分ということで、大体この中身的な補助金だとかの決め方というのは決まっていると。要するに砂川市として決めているというふうに受けとめていいのかどうか聞かせていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 後見人の報酬につきましては、先ほど申し上げましたように家庭裁判所で定める額を計上しておりますし、あと費用については実費を計上しておりますので、鑑定料とか手数料等も実費で計上しているということでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。最近だと民間でNPO法人をつくってその成年後見人に

取り組むというような、砂川市内でもお聞きしてはいるのですけれども、こういった方たちと今回の予算計上の関係というのは、やはりかかわりとしてはあるのかどうか、ちょっと最後に聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 今回予算に計上しておりますのは、成年後見制度の利用を支援するということでありますので、したくてもできないような方、経済的に困窮されている方を対象として行っているという制度でございます。それとあと、市長が申し立てをするというのは本当に判断能力がなくて家族でも申し立てができないというようなことを対象としているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 私のほうから、117ページの高齢者いきいき支え合い活動に要する経費についてお伺いをいたします。ここはいいのですね。

○委員長 小黒 弘君 はい。

○土田政己委員 提案説明でもありましたし、これは市長の目玉政策でもあり、我々も地域で非常に多くの方々が歓迎されておりますので、この印刷製本費で何かパンフのようなものをつくるというふうに言われましたけれども、具体的にはどのようなものをどのぐらいつくられるのかちょっとお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この印刷製本費につきましては、実際町内会の方が高齢者の見守りをしていただく、そういうような活動、町内会での見守りの手引とありますが、そういうような形のもの、またそれにあわせて町内会活動における見守りにおける個人情報取り扱いの部分につきましてマニュアルとありますが、そういうものをつくっていきいたいというふうに思っております。また、研修の資料につきましては大体600ほどをつくっていきいたいというふうに思っております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 今最後に言われた研修の資料は600と。僕は、例えば見守りの手引とかマニュアルとかというのは、次のときに聞こうと思ったのですけれども、どのぐらい、何部ぐらいつくられて、これは町内会等に無料で配られるのだらうと思うのですけれども、その辺は部数等どういうことになるのか。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 大変申しわけございません。先ほど600と申しましたが、1,000部をつくりまして必要な町内会の方に配付をさせていただいて、見守りの資料としていただこうというふうに考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 これは、見守り地域とマニュアルというのは一緒になったものですか。

1冊になっているのか、別々なのか。1,000部と言われたのですけれども、さっき2つに分けてご答弁あったものだから、もう一度確認します。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 今その中身につきましては検討をしておりますが、別々につくるとなりますと実際持っていくときに煩わしいということもございますので、1つになるかどうか、1つになったときの重さですとか、そういうようなことも含めまして検討していきたいと思いますが、できるだけ皆さんの使い勝手がいいようなものにしていききたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 それで、ぜひいいものをつくっていただきたいというふうに思うし、私たちも期待しているのですけれども、我々の手元にはいつごろ完成して届けられ、見れるようになるのか、時期について最後をお願いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 今、見守りの高齢者の台帳のシステムを整備してございます。こちらにつきましては、今稼働に向けて取り組みを進めておりますが、最終的に町内会ごとに情報を分けるというようなこともございますが、町内会ごとによっては入り繰りがかなりあって手作業で名簿をつくっていかなければならないということもございまして、大体今の段階でいうと5月から6月ぐらいになるうかと思えます。情報を提供するその時期に合わせてマニュアル等も一緒にお渡しできればというふうには考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

もう一点、その後の老人クラブの運営に要する経費の老人クラブ運営費補助金についてお伺いしたいのですけれども、私らもいろんなところでいろんな話を聞くのですけれども、これは市の老人クラブ連合会に加入していなかったらこの補助金はいただけないものなのかどうなのか。以前も随分議論をしたことがあるのですけれども、加入していない老人クラブというのがあちこちにあるのですけれども、この辺の状況はやっぱり市老連に加入しなければ補助金はいただけないのかどうなのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらにつきましては、道の補助を頂戴しながらの制度ということでございますので、老連に加盟している老人クラブが補助の対象ということでございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 そうですか。これは、結構いろんな事情があって加入していないところが多いのですけれども、これまでの経過があったのだと思いますけれども、老人クラブの

方が市老連の役員まで行くには非常に遠いというところもあったり、それから市老連の役員を出してくれと言ってもなる人がいないということもあったり、今まで話を聞くといろいろなことがあって市老連に今まで入っていたところもやめたり、あるいは独自に老人クラブをつくってやっているところが結構あるのです。ですから、砂川市で押さえている老人クラブの数は非常に少ないのですけれども、実際の数とかなり町内会の数とは合わないという状況になって、私は市老連に加入しなくても一生懸命やっている老人クラブの活動は市で補助はできないものなのかどうなのか。市老連に加入することは、強制ではないはずなのですよね。町内会の場合は、町内会連合会に加入するというのがあるのだけれども、老人クラブの場合はそんなことはないのではないかとこのように思って、一定の老人クラブが設立されているという規約とか役員名簿とかがきちっとされていれば、私は補助対象にしてもいいのではないかと思うのですが、その辺はどうなのかお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 老人クラブにつきましては徐々にクラブ数が減少して、現在のところ24年度では補助をしている団体が23団体ということでございます。老人クラブにつきましては、そのほかのサークルですとか趣味とかが多様化してなかなか組織率が上がらないというような状況もございます。25年度からの見守りの中で地域包括支援センターが地域に出ていってというようなことで、老人クラブにも積極的に関与して、側面ではございますが、老人クラブの魅力を上げるような取り組みもしていきたいというふうに考えております。補助の部分につきましては、今のところは現状で対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 私は、これから先ほど言った高齢者のいきいき活動というのは、私たちの地域を見ればやっぱり老人クラブが一番中心になって高齢者の方が一生懸命いろんなことをやって頑張っておられるし、今課長が言われましたけれども、その地域によっては老人クラブの予算のほうが町内会の加入者より多いところがある。うちらもそうなのですが、夫婦で入りますから、町内会は1件に1人しか加入しないのですが、老人クラブは夫婦で入ったり、あるところは我々夫婦とさらにおばあちゃんがいたとかで3人が加入するとかということもあって人数が多い状況があるのです。そして、状況を見ますとこれからの町内会も非常にいきいき活動は大事ですけれども、これは見回りとかいろんなことでは町内会は大事ですけれども、実際にその活動をされているのは老人クラブで、その方が非常に勉強会をやったり、いろんなことをやったり、趣味をやったり、楽しく生き生きと活動できるのは僕は老人クラブでないかなと、そんなふうにも思っているのです。ですから、これからはやっぱり老人クラブというのは、今言われたように減少傾向にあるとは言っているのですが、それはさっき言われたように市老連に加入している老人クラブ

は少なく、実際にある老人クラブの状況はどうかということをごひつかんでいただきたいし、そこがやっぱり今度地域における高齢者の活動、一生懸命いろんな点で趣味などを生かして頑張っていただけ重要な拠点になるのだらうと思うし、今課長が言われたようにこれから強化をしていかなければならないことであると思いますので、ぜひ今後の検討の上では市老連に加入するのいかないのかということをして、一生懸命やっている、あるいはそういう老人クラブがきちっとされているということが確認される、さっき言った規約とか役員とかがちゃんとなっていればいいのですけれども、そういうところにもぜひ活動補助をしていただくように検討していただきたいなというふうに思いますが、最後その辺だけお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市長。

○市長 善岡雅文君 なかなか難しい質問で、私も聞いていて思い悩むわけでございますけれども、老人クラブの連合会の役員の方々と何回か私もお話をしてございまして、片や老人クラブ連合会から抜けた会長さんの話も聞いてございまして、地域を見ますと老人クラブというよりは町内会イコール老人クラブと、役員も含めてという地域もございまして、なかなか今は過渡期というか、だんだん難しい時代に入ってきているなど。そして、私も今のお話を聞いておりましたけれども、実は研さんしかねると。ただ、基本的に市の姿勢としては連合会に入らないと、やっぱりもろもろ老人クラブだけの問題でもないですから、基本的には難しいなという感じはしていますけれども、私自身が100%知っているかということ、そこも把握し切れていない分野もございまして、それはちょっと課題とさせていただきます、私が直接いろんなところに出向きながらちょっとイメージした中で調査研究したいなというふうに思います。それ以上はちょっとご勘弁願いたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉費は、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、118ページで第2項児童福祉費、ご発言ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 児童福祉費、2項児童福祉費ということで、確認も含めて聞かせていただきたいのですが、123ページ、学童保育事業に要する経費ということで、今回は公設公営の学童保育所の料金については軽減をされた。先ほども条例も制定されたわけであり。公設公営はいいとして、ここにも予算計上されておりますけれども、空知太、北光、それぞれ学童保育所があって運営委託料もそれぞれ計上もされておりますけれども、今回は公設公営の保育所に入られる方たちの料金の軽減でありましたけれども、そもそも空知太、北光においてはそれぞれ料金の部分というのは公設公営とは設定も違いますし、違いもあるのですが、この辺空知太、北光、両学童保育所の関係、兼ね合いというのかな。今回軽減で料金も下げた公設公営でありますけれども、この辺の関連というか、こちらの2つの保育所に対する考え方というのは何がしかあったのかどうか、そ



の辺を聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橘 正紀君 このたび公設公営の学童保育所の保育料を軽減させていただいたというのは、国が示す基本方針として運営費のおおむね2分の1を保護者負担で賄うのですよということでありまして、過去ずっと行ったり来たりと、50%を行ったり来たりとしておりましたけれども、ここ3年間は5割を、50%を超えていたということで、2分の1以下とするということで検討をして、今回公営の保育料を減額をさせていただいたというところがございますけれども、民営のほうについては空知太と北光の学童保育がありますけれども、ここについては市としては委託料として国が定める基本額、保育所の人数に応じて決まることと開設日数によって決まる、あるいは長期休業期間、夏休み、冬休みに運営するとういう額を補助を出すのだよということで、決められた国の基準に従って委託料を算出して市から委託料を出しております。それと、保護者からの負担、これをもとに運営をしているということで、民間の民営のほうにつきましては開設当初からボランティア対応で運営をしていただいたという経緯がございます。

それで、2つの保育所の保護者負担率ですけれども、過去を見ましても、23年度決算で見ましても保護者負担率でいえば空知太学童保育所については47%、それと北光学童保育所については34%と、過去においても保護者負担率というのは5割を切っているということで、そして空知太、北光についても保育料が先ほど言いましたボランティア的な対応で行っておりますので、空知太については5,000円ですが、それと北光については6,000円と、月額ですね。公営の部分と比べて安く保育料が設定されているということで、今回公営のほうの減額をしたというのは保護者負担率をあくまでも下げると、2分の1以下にするということですので、民営のほうについてはそのままという形になっております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。総括でも強いて言うと保護者の負担率、基本的には2分の1、2分の1を超えているということも含めながら、今回は軽減で1万円を9,000円にするということも総括を通しながらいろいろ答弁もありましたので、その辺は了解します。それぞれ空知太、北光、民設民営ということで、それなりに皆さん方が努力をされて、なおかつ保護者の皆さんもこの地域のためということでの努力もされた結果なのかなと思いますけれども、ただやはり公設公営の関係だけがいろいろ軽減だとかに対応するだけではなくて、やはり民設民営のほうも本来かかるべきところがかかっているのかなというふうにも思いますので、この辺は平成25年度を通しながら、またいろいろ検討課題があればしっかりと受けとめてやっていただきたいなというふうに思います。このことについては終わります。

続いて、2目母子福祉費の中で高等技能訓練促進費等給付金284万円を計上されてお

りますけれども、たしか24年度の補正予算のときもこの件が出ていて、利用者があのときゼロ件というような話をされていたようなのですけれども、大体この284万円となると毎年出はきておりますけれども、大体何件の予定を考えてこのように予算が計上されているのかまず聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 課長、答弁の前にちょっとマイクを意識してくださいね。

社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 高等技能訓練促進費等給付金でございますけれども、これにつきましては22年度から事業が国の100%補助で行ってきているところでございます。これにつきましては、対象人数につきましては月額10万円をそういった養成機関、例えば保育士ですとか看護師ですとか理学療法士、作業療法士、そういったものに限定されているのですけれども、こういった資格を取るために学校へ行くときの生活費の一部ということで手当を支給するわけですけれども、月額10万円、これを1年間2人分予算計上をさせているということでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 この辺は、24年度の動向も見ながら25年度として予算は計上されてはいるのですけれども、見通しとしてどうなのかなということは、これから始まることではあるのですけれども、私はできる限り利用してほしいなど。ただ、看護師とか、強いて言うちょっと専門的なことを学んでいくための促進給付金ということもあるのかなと思うのですけれども、今現在どうでしょうかねと言っても非常に難しい答弁になるかと思うので、この辺の見通しとしてはどのようなふうに受けとめているのか聞かせてもらいたいと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 その前にちょっと先ほど国の補助が100%ということで説明させていただきましたけれども、申しわけございません。4分の3の補助でございます。

それで、今この資格が2年以上のカリキュラムがある養成機関に行かなければならないということで、年度途中から、なかなかいきなり入学という形にはなりません。大体4月中にそういった学校に行くということでございます。なかなかそういう学校がこの近辺なくて、札幌とかそういうところに行くのですけれども、これについては交通費も砂川市としては助成をするということでございますけれども、なかなか2年間継続して母子の方が学校に行かれる機会が余りないというか、予算的には出しているのですが、現実的になかなかすぐ行きますよという方はあられてこないというのが実態でございます。それで、23年度、これについては2年前でございますけれども、このときは1件実績がございまして、その方は2年の学校を出て就労に結びついたという経緯でございますので、今後につきましても母子の方が、うちのほうにも母子自立支援員、相談員がいますから、その方

とそういう母子の相談があればこういった給付金制度もありますよということで周知をしていきたいなというふうに思っております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 お話を聞いていると、これは国の制度というようなこともあって、強いて言うとそのような専門的な専修学校とか行こうとすると4月からですよ、やっぱり。そうすると、本来であればもっと早目に動いていかなければいけないというようなことや、あとカリキュラムだとか、行こうとする看護師だとかそういう専門職の関係だとかということ、本来きちっとそういうところを受けて2年間学んで資格を取って、そうすると生活が安定できるということはあるかと思うのですけれども、そもそもやっぱり自治体としてこの制度を、今回議案でかかっていますけれども、4月1日から動いていくとなるとちょっとどうしてもおくれていく部分があるのかなと私は感じておるのですけれども、この辺は砂川市として独自に例えば今回25年度の予算ですけれども、もっと早目に動いていくとかということはこの辺は可能なかどうか、ちょっと考え方としてあるのだったら聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橘 正紀君 この事業の周知につきましては、この新年度の予算が通れば4月からというふうになりますけれども、この事業自体、この高等技能訓練促進給付金がありますよという周知については2月の広報すながわで周知をさせていただいております。そのころからいろいろ相談に来た方について、こういう制度が新年度になったらあるのですよということは周知をさせていただいているというところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。2月からは大体広報すながわを使って周知をされているということで、強いて言うとその4月中ぐらいにはこの制度が利用されているかどうかというのは大体見えてくるということがあるかと思うのですけれども、最後に2月から周知をしておりますけれども、平成25年度として今現在このことについて利用していきたいなというような話が来ているのかどうか、それだけ確認して終わりたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橘 正紀君 今年度については、今のところ直接これについてどうだということはございませんでしたけれども、昨年ですか、昨年は電話等で年度前に、こういう制度どうなのでしょうという話はございました。ことしについては、今のところちょっと来ていないという状況でございます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言はありますか。

土田政己委員。

○土田政己委員 1点だけ、今ほど沢田委員からお話があった公設民営の学童保育の委託料について、空知太、北光の件なのでありますけれども、今回の委託料は先ほど課長から

答弁ありましたように国の基準に従って委託料を設定したというのも言われているのですが、これまでの民営の運営は保母さんなどは先ほど言われたようにボランティアという形をとられて非常に安いというか、本当に500円とか600円、1時間で。そういう安い賃金というか、そういうことで運営できたからやられてきたのですけれども、先ほどあった国の基準というのは指定管理のときもお話したように少なくとも労働条件、最低賃金の基準をということで何か今度は時給720円ほどに改善されるようでありますけれども、そうすると一番心配は今言ったように父母負担がもっとふえるのではないかというようなことがあるのですけれども、国のその基準というのは、市が出した委託料というのはそういうことも含まれているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 空知太と北光の学童につきましては、先ほども申しましたけれども、16年、それと18年ですか、父母の会が中心となって主体的に運営をさせていただいてきているというところでございまして、先ほど申しておりますけれども、運営費についても市からの委託料、それと保護者からの負担金で賄っていると。その中で、父母の会で独自に指導員に対する報酬といいますが、賃金といいますが、そういう額を決めて運営しているということでもあります。先ほども言っておりますけれども、ボランティア的な活動という対応でさせていただいております。それで、市としては先ほども言っておりますけれども、国の基準に従って委託料ですか、委託料を出しておりますので、その運営費の中で父母の会が学童保育を運営していらっしゃるということで、もし今後よりよい学童運営をするに当たってこういうところを改善していかなければならないということであれば、父母の会と連携して話し合いを持って協議をして、その対応について検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 今言われたように運営は父母の会で行われて、市からいただく補助金と、それから父母からいただく父母の負担で運営をしているのですけれども、今言いましたように指定管理のときもそうですし、今回の場合もそうですけれども、ボランティア、これまで10年間ぐらいやられて大変ご苦労をされて、父母負担は安くなっているというような状況ではあります。そういう形でいわゆる保育士さんというのですか、ボランティアの保育をする人がなかなか大変だという状況もあって、人もなかなか来てくれないと。それには、ボランティアと言われるのですけれども、結局はボランティアということを利用して非常に安い、先ほど言った1時間給が500円とか600円だったというのが今までの状況ですけれども、それが国はそういう方法はだめだよというようなことで、さっきの指定管理のときも同じですけれども、指定管理者に対しても、それからそれを実施するほうについても、最低賃金の労働条件というのは今は719円ですか、ですから720円ぐらいにしなければだめだということになれば、大変僕は運営が厳しくなるのだろうと思

うのです。働く人の条件はよくなりますし、働いてくれる人はふえるかもしれませんが、実際にやるほうはふえるので、その辺は父母の負担もふえるかもしれませんが、ぜひ国の基準というのであれば、補助金の額もそういうことで先ほどの指定管理と同じようにふえなければいけないと、その団体に対して。そういうふうに思うのですが、その辺は今度の国の基準というのは先ほど言いましたように、そういうことは加味されて今回はされているのかなというふうに思っているのですが、再度去年より具体的に言えば多くなっているのか、変わらないのか、1人当たりというか、そういう点でどうなっているのかちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 空知太と北光に対する委託料、昨年と比べてどうなのかと申しますと、当然国の基準も基準額が24年度から25年度にかけては多少上がっておりますので、もちろん空知太学童保育所については昨年は委託料は335万くらいですが、それから今年度は397万2,000円くらいになっておりますので、委託料としては上がっていると。ただ、一方北光については昨年は284万、当初予算ですけれども、当初予算で284万くらいになっているのですが、入所児童の人数が少し下がりました、ちょっと国の定める基本額がワンランク下がったということで委託料が75万ほど昨年に比べて落ちているという状況でございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 人数のことはわかりました。人数が減ったから下がった、人数がふえたから多くなったというのはわかるのですが、結局今のは国のあるランクから北光の場合は下がったから70万減って、空知太のほうは僕もわかりませんが、去年より60万くらいふえているのです。だけれども、北光のほうは70万くらい減って、トータルでは少ないのですよね。そういう点で、国のほうは改善状況を示したとか、そういったことは言っているのだけれども、実際にはそういう点では人数がふえればふえるのは当たり前だし、減れば減るのであるけれども、私がさっき言ったのはそうではなくて、1人当たりで計算するとどうなのか。額だけにすると人数が何人になってどうなったかによって違うからわからないのですけれども、1人当たりのとか基準額というのは去年とことしと変わっていないのかどうかということだけちょっとお伺いしたいのですけれども。先ほど、空知太は上がっていると言ったのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 1人当たりということになりますと、委託料と申しますか、委託料の範囲内であれば通所人数が北光のほうでは今1桁近くくらい、10人くらいですかね。それくらいに落ちているということで、1人当たりになれば北光でいえば、24年度平均でいえば、通年で平均すればですけれども、9人くらい、大体10人くらいと考えれば1人当たり20万くらいですか、それくらいの金額になるのではないかと。委託料だ

けの範囲でいえば、それぐらいになるというふうになっております。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次にまいります。126ページ、第3項生活保護費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

128ページ、第4項災害救助費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、130ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい。では、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○委員長 小黒 弘君 それでは、委員会を再開します。

辻勲委員。

○辻 勲委員 私は2点についてなのですが、1点目は感染症を予防する経費のエキノコックス症の検診委託料で、昨年よりは3分の1ぐらいの予算になっているのですが、ちょっとその点の内容と理由についてお聞きします。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 エキノコックス症の検診委託料の件でございます。こちらにつきましては、小学校3年生以上を対象としまして実施したものでございます。当初100人分ということで計上をしておりましたが、若干検診者が少なかったというところがございます。こちらにつきましては、春の特定健診、秋の特定健診、それぞれ1日ずつの実施日ということもございまして、当初見込んだ件数よりは少なかったということで、ことしも継続して実施はするというので計上させていただきましたが、若干、人数的にも落ちるのではないかということで減額をさせて計上させていただきました。

○委員長 小黒 弘君 辻勲委員。

○辻 勲委員 わかりました。

もう一点は、がん検診の推進事業に要する経費で、特に子宮頸がんの件なのですが、ちょっと状況を教えていただきたいというか、23年度に前市長ですかね、菊谷市長のときですかね、高校生までは責任を持ってというようなこともありましたが、今回のこの状況でどのようにまた周知されていくのか、どのようになっていくのかお聞きしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 子宮頸がんのワクチンということでございます。子宮頸がんにつきましては、国におきましても予防接種法の定期接種に位置づけられる方

針で検討されておりまして、国の対象者に沿ってこの範囲内で中学校1年生から高校1年生までを対象として実施する予定でございます。

○委員長 小黒 弘君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、今年度についてその受診率を上げるような方向というか、何か考えている部分があればお聞きしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 課長、今の子宮頸がんの関係で、がん検診のここの検診委託料に入っていますか。含まれているのですか、290万。どうも項目が違うような気がするのだけれども、ここに入っていますか。入っているのですか。この予算の中に入っているのですね、子宮頸がんの関係も。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 感染症予防の中に子宮頸がんのワクチンも入ってございます。

○委員長 小黒 弘君 上のほうにね。感染予防のほうにね。がん検診のところではなくて、感染症の予防の項目の中に入っているのですね、それは。

〔何事か呼ぶ者あり〕

ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時08分

○委員長 小黒 弘君 委員会を再開します。

ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 がん検診、子宮頸がんのクーポン券の利用ということで、こちらにつきましては20歳から40歳まで5歳刻みで無料のクーポン券を配付して女性特有のがんについての予防をしていただくということで、24年度は6月1日の広報すながわで周知しておりますし、対象者には個別で案内しております。新年度につきましても同様の取り扱いで取り進めたいというふうに考えておりますし、また未受診者にも勧奨通知を送るなどして万全を期したいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、私は2目予防費ということで、6項目にわたってあるのですが、ちょっと全体的なことを含めてお聞かせいただきたいと思います。今回それぞれ生活習慣病予防だとかがん検診、いろいろ経費計上されておりますけれども、どちらかという検査のためのことが多いのかなというふうに思うのですが、ただ根本的な部分で平成25年度として、24年度も実施されておりますけれども、健康づくりとしてのいろんな事業展開をされてきているわけですが、この予防ということから関連して言うならば平成25年度の健康づくりとして特色ある事業というのかな、この辺の考え方を聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 沢田委員、済みません。今は何ページのどこを。

○沢田広志委員 130ページの2目予防費の中から聞かせていただけないかなと。

○委員長 小黒 弘君 これ全部いくのですか。予防費という形ですか。これ今までとはちょっと……大体款、項、目……

〔何事か呼ぶ者あり〕

本当にね。総括のほうがよくないかな、大きなあれですけども。

○沢田広志委員 では、聞き方を変えて。

○委員長 小黒 弘君 予防全体という形で質疑をされるのですよね。

○沢田広志委員 もしそれが許していただけるのだったら、1回目聞かせていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 答弁はできますか。

では、ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 予防という観点のお話でしたが、25年度から健康すながわ21ということで、計画期間5年の計画を取り進めていくということになってございます。この中で基本的な考えは、国の基本的な考えに沿って計画を策定するというところでございますが、こちらにつきましては基本的な予防の観点からいいますと不適切な食生活であるとか運動不足、こういう生活習慣が糖尿病などの生活習慣病の発症を招くということで、特定健診ですとか特定保健指導を中心にしながらも全てのライフステージ、妊娠、出生から高齢期に至るまで、それぞれの部分で心身の維持向上に努めていきたいというふうには考えておりますが、今年度、見守りのいきいき支え合いの件で、サロンの支援ということで考えてございます。こちらにつきましては、高齢者の方のひきこもりですとか、そういうことを防ぐ地域でサロン活動をやっていただいて、そこに出てきていただくというようなことも健康づくりの一つというふうに考えてございますので、ちょっと高齢者ということで年齢層が限定されるところはございますが、市としましてはこのような取り組みで25年度事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田委員、予防費なのですが、もう少し絞り込んで質疑をしていただけますか。

○沢田広志委員 大変ご迷惑をおかけします。大体健康づくり的な方向性は聞かせていただきました。初めになぜ聞かせていただいたかという、これは昨年の秋、いろんなところで聞かせていただく経緯があったのですけれども、社会保障の視点で見た砂川市の特徴ということで、砂川の場合は例えば平均寿命が男性が77.9歳だとか、死亡状況、人口10万人に対して悪性新生物が409.2、心疾患が222.7、脳血管疾患が129.5といったような数値が出てきたり、ある部分では恐らくこれは予防の部分で大変必要なことがあるのかなと思うのですけれども、これは国保の中での医療費の関係から出てきたのが例えば精神疾患だとか整形疾患、これを人数で見ると1番が精神疾患、2番が整形疾患、3位ががん、4位が心疾患、5位が眼科疾患、6位が脳血管疾患ということで、医療費はそれぞれかなり差があるのですけれども、そういった中で予防となれば、これは高齢



の関係はちょっとここでは聞きづらい部分あるのですけれども、整形疾患なんかだと筋肉、関節の予防だとかということもありますし、がんについてはこの予防費の中であるように、がん検診だとかを含めてやはり検診を、要するに早期発見していかなければいけない。さらに心疾患とか脳血管疾患なんかもやはり検診を通していかに早く知ることかといったことがあるのかなと思っていますし、私はその根本はやはり生活習慣病、今砂川市が積極的に進めているのは生活習慣病というものを、ここをどうやってきちっと把握して対応していくのかというところを取り組んでいるわけですから、そういった部分の生活習慣病予防ということでは基本健康診査委託料とかがん検診委託料、その他の経費ということであるのですけれども、決してこの予算には出てこない、本来予算に計上されていないものはちょっと聞けないのですけれども、この中では把握できない健康づくりというものを24年度中もしっかりやられてきたのだらうなと思います。そういった中で、やはり25年度も健康すながわ21というのが4月からスタートしていくわけですが、そういった部分では生活習慣病というところがこの予算の中で健康づくりに向けた事業展開として何がしか計上されているのかどうか、まず先に聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 答弁は、生活習慣病予防に要する経費の部分でお答えください。

ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 生活習慣病予防に要する経費ということでございますと、がん検診の委託料ということで、胃、肺、大腸、子宮、乳がんの予防検診、こちらの経費ということでございますが、生活習慣病を防ぐ、当然検診によって早期発見して早期治療をするということももちろん大事なのですが、その前段で先ほどもお話ししたとおり不適切な食生活や運動不足というようなことを改善することが何よりも大事だということで、こちらにつきましてはふれあいセンターが中心となって全てのライフステージに保健師、栄養士がかかわって市民の皆様の健康づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 流れ的にはわかりました。強いて言うと、特定健診一つとってもいかにこれを受けるかによって、健診を通して自分の体の状況も把握してということになるかと思うし、それと同時にこれって結構表に、実質きちっとやられているのに、いいことなのに余り表に出ていないなと思うのが、特定健診なんかを通した結果報告会、要は個人で受けた方々と直接マンツーマンで話しながら、それによって生活習慣病予防のための例えば食事の仕方だとか、カロリーのとり方だとかを含めて、そこは保健師さんはもちろん栄養士さんも一緒にやられているということがあるものですから、私はまさにこういったことは通常どおり実施していくのかなと。これは、今までどおりしっかりとやっていただきたいなと思いますし、ある部分では余りそこに参加していない方たちってわからないことがあるだけに、やはり健診に来てほしいなというのは保健師さん方の声の中にもいろいろ

お聞きしているとあるものですから、その辺をしっかりと外へ向けてPRをしながら、情報提供しながら、生活習慣病予防に向けた健診も含めて受けてもらうような努力もしてもらいたいなど。それが今現在、特定健診では、砂川がたしか65%を目指すのが35%程度で終わっているということですので、それにつながっていくのかなというふうに思っています。

それで、生活習慣病とどうしても関連というか、同じような部分であるのか、健康教育に要する経費として46万2,000円が計上されております。これは、消耗品費と食生活改善協議会補助金ということで、まさについこの間終わりましたけれども、第6期の食生活改善推進委員養成、約1カ月にわたって実施もされておりますし、そういった人方が今度また新たに食生活改善の推進委員としてなられますし、その辺にかかわる部分での補助金であると同時に、そのような人方、そういった方たちの活動によって食生活への自分の考え方とか、皆さんへどのように伝えていくのかといったことにかかわっていくかと思うのですけれども、こういった部分もやはり生活習慣病予防への一つの切り札の事業展開なのかなと思うのですけれども、この健康教育に予算は計上されておりますけれども、この辺を通しながらふれあいセンターとしてというか、できたら砂川市として健康に向けた取り組みというのは、この予算の計上の中だけの範疇だけで活動になっていくのかどうか、その辺の考え方を聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 小黒 弘君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 健康教育に要する経費の食生活改善協議会の補助金ということで、こちらにつきましては協議会への補助ということなのですが、お金だけではございませんで、ふれあいセンターの保健師、栄養士が事務局のお手伝いをして、その食生活改善協議会が実施する料理教室をサポートしていくというような側面的な取り組みもしておりますので、そういった部分も含めて市民の皆さんに対する食生活、適切な食生活についての取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 最後に、食生活改善協議会の補助金ということも出されておりますし、そうすると昨年も実施されておりますけれども、例えば男の料理教室だとかを含めて健康づくりのための栄養づくり、または生活習慣病予防へ向けた料理教室といったこともここを通しながら活動展開がされていくということなのかどうか、その辺の最後、確認だけさせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 基本的には、市民の皆様の健康を守ることが市の責務ではございますが、このようなボランティア団体のお力もかりながら事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次にまいります。136ページ、第2項清掃費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、140ページ、第5款労働費にまいります。第1項労働諸費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、142ページ、第6款農林費、第1項農業費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、146ページの第2項林業費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、148ページにまいります。第7款商工費、第1項商工費、ご質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 商工費の中から、まちなか集客施設の運営管理に要する経費について、こちらに地域おこし協力隊が配属されるということで、地域おこし協力隊の制度の中で交付金措置がされる分野がいろいろあると思うのですが、この中で言える交付金の対象というのがあるのかなのか教えていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 まちなか集客施設の運営に関する経費ということで127万3,000円を計上しておりますが、これは集客施設に係る設備または維持管理という経費でありまして、隊員の活動という部分ではないということで、これは特別交付税の対象にはなる経費ではございません。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 次に、地域おこし協力隊に要する経費ということで上がっていますが、こちらの中で同じ質問なのですけれども、どこまでが交付税措置でということになりますか。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 地域おこし協力隊に要する経費916万2,000円、これについては隊員の報酬、さらにはそれ以外の部分については全て活動費ということで位置づけられますので、特別交付税の全額対象になるところであります。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 次に、企業誘致に要する経費なのですけれども、昨年度のシャープが残念ながらという話だったのですけれども、その後の状況について何か動きがあれば教えていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 シャープのお話は、そちらのおっしゃったとおりでございまして、ただ昨年の秋に群馬県の製造業が空知のほうに進出をしたいという情報を入手しまして、昨年東京のほうに東京砂川会あった次の日に伺いまして、直接私どもの市は空知でトップクラスの条例を今持っているということでアピールをしてきました。その窓口になる方も滝川市におられまして、そちらの方とは今折衝しているところであります。雪解け後にそこの群馬県の社長さんが砂川をぜひ見に来たいというお話もいただいておりますので、そちらのほうは営業を力強くやっていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 商工費、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、152ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、第2項道路橋梁費、ご質疑ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 道路橋梁費、2項ですから155ページ、いま一度ちょっと詳細をお聞かせいただきたいと思うのですが、流雪溝の維持管理に要する経費で、国道12号流雪溝導水管移設工事費ということでアンダーラインも含めてあるのですけれども、この辺の詳細について、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 国道12号流雪溝導水管移設工事でございますが、これは国道12号線の南5丁目付近で、昨年度から国道のほうで真ん中に右折ラインを設けるということで車道の拡幅工事をやっております。それで、24年度につきましては東側のほうの拡幅が終わりまして、25年度は西側を予定しているところでございます。西側のほうには、砂川市の西2条及び東1条のほうに送る流雪溝の導水管、こちらが入っているのですが、これが支障になるために64メートルなのですが、補強と一部移設、この費用でございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 昨年は東側のほうの道路拡幅の関係だったのかな、やっておったのが年度は西側であると。ただ、西側は東のほうに砂川の流雪溝の導水管があるといったことでの工事費でありますということは、昨年東側の工事を見ていても結構長い間やっていたのですけれども、この辺は今のところ工事の期間とかというのは、どのぐらいかけてやるのかというのを把握しているのであれば聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 昨年も早い段階からということで、今滝川の道路事務所からも現場には流雪溝、国道の12号線に入っている流雪溝そのものと砂川市の導水管、これらが移設対象になるということで結構時間がかかるということなので、私どもにつきまして

は連休明けに発注できるような工程で開発局のほうから言われているところで、それに合わせて発注する予定でございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 そうすると、国道12号線は道路事務所で、今回の12号流雪溝導水管移設工事費というのは、これは砂川市としてやる関係が出てくるので、そうすると場合によったら一緒に工事が始まるのか、もしくは砂川が先にやってその後に道路事務所の工事が国道12号線へ入っていくのか、この辺というのはどういう形になってくるのかという部分で聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 現場につきましては、そもそも、もともと国道の流雪溝とうちの導水管が近接する、近くに接近する区間がございますので、その区間については同一断面で施工というような計画で今進めているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 そうすると、去年は東側のほうで天津寺さん、お寺さんね。ちょうど道道からお寺さんまでの間、結構幅広くやっていたのですが、そうすると今回は国の道路事務所もあるし市のほうもあるから、あの辺一带ちょっと角にお店屋さんがあるのだけれども、強いて言うとあそこは結構人が通ったり、通行の関係もあったり、コンビニエンスストアも違う角にもあるから、車の量だとかもいろいろあるだけに、この辺の部分の支障だとかを含めてどういう形になるのかなというのがちょっと私も予想がつかないので、わかる範囲で聞かせてもらえないかなと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 車道の拡幅にはなるのですが、昨年と同じような形でほぼ2車線確保、車道の2車線を確保しながら、必要に応じて1車線になるかとは思いますが、それは最低限短い期間でというふうな考えで、地下埋設物の移設期間が結構かかると思うので、そちらにとられると思うのですが、それらも最低限同時にできるものは一緒にやろうということで今検討させていただいておりますので、かかることはかかると思いますけれども、正確な期間はまだ聞いておりませんが、なるべく双方詰め寄った形で工期の圧縮に努めているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 最後に、これは砂川市の導水管の工事費なものですから、道路事務所のことを聞いてもどうなのかなとは思いますが、強いて言うと導水管の関係ですが、東側ということはあの交差点から東のほうに流れている導水管があるというふうに思っているのか、国道と並行して何かあるのか、ちょっとその辺を確認で聞かせていただきたいのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 ちょっと私の説明も悪かったのかもしれませんが、昨年は東側をやらせていただいて、ことしは西側のほうをやる。西側のほうに導水管が入っているものでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 西側にあるということで、その導水管自体は国道に沿ってあるのか、もしくは西側からさらに石狩川の方角に向かってあるのか、その辺をちょっと聞かせてもらいたいのですが。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 導水管の入っている位置は、南5丁目の交差点のところから1つおりてきまして3丁目の交差点、今の北斗さんのところ……、南5丁目のところから縦断的に滝川のほうに向かって入っているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 道路橋梁費、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、156ページ、第3項河川費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、158ページ、第4項都市計画費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第5項住宅費、ご質疑ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、5項住宅費ということで161ページ、市営住宅の管理に要する経費の中で宮川団地除却工事ということであります。この辺、除却工事ですから、もう少し詳細な内容をお聞かせいただきたいなと思います。

○委員長 小黒 弘君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 宮川団地の除却費の関係でございます。24年度から宮川団地と豊栄団地の移転事業、今後建てかえをしないということで入居者の説明会を開きまして、移転の希望をとりまして、その中で移転を進めておりますが、24年度の中で宮川団地1棟4戸、4戸丸ごとあいた棟が発生しましたので、それについて25年度で解体するものでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 まずは、移転をされて1棟4戸の部分が完全にあいているということからの除却ということでわかりました。大体この除却工事を含めて、強いて言うと地域の宮川団地町内会の皆さんへの周知だとか、大体いつごろぐらいから除却の工事が始まって、1棟ですからそんなに時間はかからないのかなと思うのですけれども、どのぐらいの期間を持ってやられるのか聞かせてもらいたいのと思います。

○委員長 小黒 弘君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 渋谷正人君 工事の期間についてでございますけれども、入居者の方につきましては工事発注前にビラ等を配りまして周知をさせていただきたいと思えます。工事につきましては約一月程度、実際壊すのは10日間程度だと思えますけれども、工期の期間としては一月程度ということで考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。あの辺は団地ですので、工事には万全な体制というか、安全を含めて実施をしていただきたいと思いますというふうに思います。さらには、宮川団地、地元町内会にはしっかりとした周知をお願いをしたいと思えます。このことについてはわかりました。

それで、続いてなのですけれども、下のほうに移転料ということで171万円が計上されております。これは、昨年の平成24年度の予算のときも移転料として計上されておりますけれども、そもそもこの移転料は、私が思うには宮川団地だとか豊栄町の関係の移転料なのかなと思うのですけれども、この内容について聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 この移転料171万円につきましては10戸分の移転料でございます。それで、4月に入りましたら改めまして25年度分の意向調査ということで宮川団地、豊栄団地の移転の意向を調査させていただきます。予算としましては、宮川団地、豊栄団地、合わせて10戸分の移転料を計上しております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 ことしも10戸分の移転料ということで171万円の計上をされておりますけれども、参考にというか、昨年も平成24年度として移転料を計上して、移転に向けて宮川団地だとか豊栄団地のほうにも働きかけをしながらやってきたわけですけれども、結果的に24年度としてどのような状況というか、どのような動向で移転の動きがあったのか聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 24年度におきましては、当初予算で10戸分を計上させていただきましたが、その後2件ふえまして実績として12件で、2件分は補正させていただきました。内訳としましては、宮川団地で昨年4月以前に既に14件あいておりまして、その後8件の方が移転しまして、現在22件あきがございます。昨年8件の方の移転につきましては、宮川中央団地へ移転された方が4件、あと住宅を新築された方が1件、中古住宅を購入された方が2件、民間の借家へ移った方が1件でございます。豊栄団地につきましては、昨年4月までの段階で既に1件あきがありまして、その後4件移転されております。移転の先につきましては、お子さんの家に引っ越された方が2件、それと介護施設に入られた方が1件、三砂ふれあい団地に移られた方が1件でございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 24年度も移転料ということで計上されて、それぞれ宮川団地が8件のもととが14件あったということで、それと10件の予算があったのが2件プラスで12件であったということで、ちょっとこれ今ほどのお話も聞きながらなのですけれども、移転に応じている人方というのは、豊栄団地はどちらかということと高齢の方たちが住んでいるのは十分わかっていますし、宮川団地は高齢の方たちも住んでいるけれども、若い人方も住んでいますよといった部分では、子供がいて若い世代が移転に参加された割合と高齢の方が1人で住んでいる方が移転されたといった部分ではどんな状況だったのか聞かせていただけないかなと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 できれば25年度の予算という形で、先ほどの1回はいいのですけれども、そちらのほうに入っていくのはちょっと、また決算や何かの状況があると思うので。

○沢田広志委員 では、聞き方を変えます。

○委員長 小黒 弘君 では、沢田広志委員。

○沢田広志委員 お許しをいただかなかったのであれですけれども、それならば強いて言う一番心配しているのは、私が聞いている範疇では、どちらかということと子供がいる世帯は移転には参加されているのですよというふうに聞いています。それはなぜかということ、子供が学校区域が変わる前に、大きくなる前に、転校とかしないような形で移転したいという声が宮川団地の中ではあるものですから、強いて言うところの移転において、ことしの平成25年度も移転として豊栄団地と宮川団地、合わせて10戸分見えていますよといった部分では、去年の話できないと言うのですからあれですけれども、一番心配しているのはやっぱり若い人が先に移転していくのかなといったことでの高齢者が残ってしまう心配をしております。そういったことでは、今後このことはちょっと質問しづらいので、この辺を周知に向けては昨年と同じように皆さんに説明をしていくということですが、それに変わりがないのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 25年度についての要望の調査についても全戸ご案内して調査して、昨年と同様調査してまいります。委員さんおっしゃるように、やはり宮川のほうは比較的60歳以下の方の移転が昨年も多かったように感じます。60歳以上の方につきましても宮川中央団地の1階部分ですとか、その辺もあきを見ながら協力いただっていくというような考えでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 最後に聞かせていただきたいのですけれども、平成24年度の動向から見ると中央団地、要は公営住宅に移ったのが2件で、そのほかが新築、中古、民間借家といったことですが、そもそも移転を実施しようとするに当たって、砂川市としてそ



れを受け入れるための公営住宅というのはきちっと体制としては整っているのかどうか、それだけ最後聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 これは、どうしてもあきを見ながら移転していただくということになります。ただ、その中で一般の待機者の方よりも優遇といいますか、優先的に移転していただくという考えであります。その辺は割合で、宮川、豊栄の方が2件移動していただいたら通常の待機者の方は1件入っていただくとか、そういうことで考えております。隣接する宮川中央団地のほうは、比較的あきもありますので、ただ2階、3階もありますけれども、比較的希望されれば移りやすいのかなと。南吉野とか三砂ふれあいのほうはやはり希望が多くて、ちょっと待機していただくとかそういうことになるのですけれども、今後も入居者の皆様の理解を得ながら進めていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 住宅費、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、166ページ、第9款消防費、第1項消防費、ご質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、167ページの災害対策に要する経費の中で、まず地域防災計画の修正委託料というのが示されておりますけれども、これまで砂川市の地域防災計画は数年前に1回新しい防災計画がつくられて、それで去年は東日本大震災の災害を受けて再度修正をされましたよね。見直しをされたというふうに思うのですけれども、今回は最新の動向を踏まえて、より詳細な内容になるように見直しをするというふうに言われておりますけれども、具体的にはどのあたりをどう見直されるのか。以前は地震に対する対策がなかったりして、地震対策もきちっと今の防災計画に入っているのですけれども、今回修正をするというのはどのあたりなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 地域防災計画の修正に関する委託でございますけれども、地域防災計画、現行の計画につきましては平成22年3月、砂川市防災会議の中で改正案が最終的に決まりまして、その後23年5月に北海道のほうから改正の許可を経た、そういった経過を、現行計画たどっておりますけれども、中身としまして22年3月時点のものでございますから、その後に発生しております23年3月に起きた東日本大震災に関してのことについては反映がなされていないという状況でございます。こういった状況を踏まえ、国及び道も大震災に関しての計画の見直しというものを今現在、図っております。また、道については1つの区切りとして昨年6月に防災計画を改定していますが、本編だけでも220ページ、資料編を含めると1,000ページを超えるような、そういった分量の計画となっております。そういった国、道の計画を踏まえ、なおかつ地震、洪水にのみとどまらず、竜巻、雪害、土砂災害、さらには停電といった近年発生している災害の対応も

含めた中で内容を精査し、余り時間をかけない中で原案を作成していくために民間のノウハウを活用して、今回委託業務の予算案を計上させていただいた次第でございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。僕は、まず1つは東日本大震災の、これは23年の5月でしたから、あのときに道からあって、去年は平成24年でしたから、それに反映されているのかなと思ったら、それは今反映されていないから見直されるというのは当然ですし、その後、今お話がありましたように竜巻とか大洪水とか、それから大雪とか、そしてさらに今お話がありましたように大規模停電というのも去年は経験いたしまして、そういったことで具体的に見直されるということなので、これはぜひ住民の安全を守る上でも大事な地域防災計画ですので、見直しをきちんとしていただきたいというふうに思っております。

もう一点、職員初動マニュアル作成委託料というのも130万円ほど提起されていますが、これは災害対策本部の各班の職員の初動マニュアルというか、そういうものをつくるのだということなのですけれども、具体的にはどのような内容を考えておられるのか、内容についてお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職員の初動マニュアルでございますけれども、これも東日本大震災発生後、大きく災害対策に対して観点として変わってきているところがございます。それは、防災という概念で今まで取り組みを進めてまいりましたけれども、もはや完全に防ぐことは無理であろうと。そういう中で、災害が発生した中でいかに最小限に被害を食い止めるか、つまり減災という観点に基づいてこれからは対策を取り組んでいかなければならない。その中では、減災に当たって最初の3日間、いわば72時間どのような行動をとるかということが非常に被害を食い止める上で大切なことでありまして、その3日間災害対策本部職員がどのような行動をとるか、職員間の情報の共有を図るために今回作成を予定しているものでございます。

○委員長 小黒 弘君 続きまして、教育費にいく前に10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○委員長 小黒 弘君 委員会を再開します。

それでは、168ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、第2項小学校費、ご質疑ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、小学校費ですから173ページ、2目教育振興費の中で特別支援教育に要する経費ということで、支援員の報酬も含めて計上されております。それですが、総括質疑を聞いた中では学校の教員の免許を持っている方ということでお聞きし

ていますが、そもそもこの特別支援教育にかかわっては学校の免許と例えば免許以外に特別支援のための特別な何か免許があるというふうにもお聞きしているのですけれども、この辺の関係というのはどのようになっているのか聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 特別支援の教育にかかわって、特別の免許ということでございますけれども、一般に中学校ですと養護の資格を持って特別教育されているということでございます。今回は、特別教育支援員ということで募集を考えてございますのは、あくまでも一般の教員免許、あくまでも授業を補助するという観点から一般の教員の免許を所持されている方を充てたいというふうに考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 支援員の報酬の関係からですから、支援員ということですので、基本的には特別支援教育にかかわる者、担当の先生が主体的になりながら、それをサポートしていくといったことで、サポートであるから教員の免許だけで済むということで、例えば何かあった場合というか、特別支援学級ですからカウンセリングだとかいろんな関係でしたりとかする場合は、基本的には先生が主体的であって、あくまで先生のサポートをしていくための支援員であるというふうに受けとめていいのかどうかということをお聞かせいただけますか。

○委員長 小黒 弘君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 特別教育支援員につきましては、特別支援教室ではなくて普通教室に在籍する困り感のある子供を対象にしてございますので、特別支援教育とはちょっと一線を画すものでございます。あくまでも普通教室において授業のサポートをしていただくということを考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。理解させていただきましたので、このことについては終わりたいと思います。

それで、同じく173ページ、その他教育振興に要する経費ということで、評議員謝礼ということも出ております。これは、学校評議員の関係かと思えます。教育長の執行方針の中においても地域との密着、要するに連携も含めながら、なおかつ迅速に学校評価を公表していきたいといったこともうたわれておりますけれども、この辺評議員の皆さんがいろんな形で学校の評価をした結果として、しっかりとした公表を恐らく今までもしているかと思うのですけれども、一層どのような形でやっていくのかをお聞かせいただけないかなと思えます。

○委員長 小黒 弘君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 学校評議員につきましては、各学校において年に2回程度お集

まりいただいて、各学校の経営方針ですとか、いろいろご意見をいただく場ということではございまして、評議員自体が何か評価をするということではございませんので、そういう評議員からいただいた意見あるいは保護者へのアンケート等をまとめた形で各学校においては学校評価ということを公表しているものでございます。それにつきましては、今後も変わるものではないというふうに考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私は、てっきり学校評価、要するに評価委員の皆さん方も学校評価について取り組んでいくのかと思ったら、そうではないということの受けとめ方でいいのですね。ということは、強いて言うところか学校評価を誰かがしているというようなことになるかと思えます。残念ながらこれはこの中に載っておりませんので、お話だけして終わりたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 1点だけ質問させてください。171ページの学校管理に関する経費のうち、工事請負費として319万ほどが計上されておりますけれども、その中の北光小学校スチールドア改修工事というのがあります。これは、具体的にはどこのスチールドアでどういうふうに改修されるのかわかれば教えてください。

○委員長 小黒 弘君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 北光小学校のスチールドアにつきましては、職員玄関の横の給食を搬入する部分のスチールドアでございまして、これにつきましては61年の建設当時からのもので腐食が著しいということで滑落の危険があるということから、そのままドアごと取りかえを予定してございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 そのドアだけ、ドアというか、あそこだけですか、結局。

〔何事か呼ぶ者あり〕

陳情はだめなのだけれども、今のお話を聞くと、これは予算額も一緒になっているから、319万で砂小のと一緒になっているかはわかりませんが、私はもっと腐食しているのは、他の子供たちが入るところのドアというか、スチールもみんなもう建設後二十何年もたっているからと思ったのだけれども、今回はそこだけということなのですね。確認いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

はい、わかりました。

○委員長 小黒 弘君 小学校費、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、174ページ、第3項中学校費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、第4項社会教育費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第5項保健体育費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第6項給食センター費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、190ページ、第11款公債費、第1項公債費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項特別会計繰出金、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第3項開発公社費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、194ページ、第13款職員費、第1項職員費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第14款予備費、第1項予備費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、8ページ、第2表、継続費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、9ページ、第3表、債務負担行為について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、10ページ、第4表、地方債について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。14ページから82ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、213ページです。議案第8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、国民健康保険会計について、269ページの特定健診等に係る事業費の関係でお伺いいたしますが、今回提案説明によると特定健康診査の検査の内容の充実を図って、先ほどもご質疑ありましたように市民の皆さんの健康、とりわけ生活習慣病をしっかりと守り、健康増進を図っていくという点では、自己負担の軽減を図るということで1,500円から1,000円に自己負担を下げられたということは、私は非常にいいことだというふうに思っておりますけれども、先ほどもお話ありましたように私どもこれまで繰り返しいろんな点で議論をしてきましたが、なかなか受診率がこれまで上がらないと、30%台とか。本来であれば60%台を目指したかったのだけれども、上がらないということがあったのですが、今回その自己負担を軽減することによって、我々もぜひ受診率が上がってほしいというふうに思うわけですが、どの辺まで受診率を向上させるというふうにお考えになっているのか、非常に大事な点だと思いますので、お伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 受診率につきましては、24年度当初38.9%程度を見込んでおりましたが、現在、決算見込みの段階ではそれほどいっておりません。最終的な数字は、まだ時間がかかるのでございますが、大体35%程度になるものと考えております。今回このような取り組みをすることによって、一応40%を目標に25年度当初は考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 38.9が40%というのは、僕も余り目標が大きくないなと。国のほうは、以前は60%か65%とかという目標を掲げて、ある時期はそれを達成しなければ何かペナルティーのようなことをするという時期もあったようですが、今はそれがなくなっているということもあって、本来であれば国が言っているというか、そのぐらいまでの目標を掲げて、すぐというのは難しいでしょうけれども、住民の皆さんのせつかく自己負担の部分を下げたものですから、皆さんのほうももう少し目標を高く持って市民にアピールしながら、ぜひ多くの方々に健診を受けていただくと、この機会に。これまでも確かに努力されてきたとは思いますが、なかなか皆さんの努力が実らないで受診率が向上しなかったと。今お話がありましたように、ここ数年もずっと30%台というか、そういう状況であった。これからの健康づくりでは本当にその辺が大事な点だというふうに思

いますし、先般からお話がありましたように本当に医療費がかからないようにするためにも、いかに予防活動をしっかりしていくかということが大事な点で、その点では市民の皆さんがしっかりと健診を受けていただけるようにというようなことで、私どもも健診料を何とかもう少し安くないかということも以前に申し上げたこともありますが、そのことが今回実現されたという点では大変喜ばしいもので、ぜひもっと健診率を上げていくという目標のお考えはないのかどうなのか。今年度は、25年度は40%かもしれませんが、これを契機にしてさらに一層努力してほしいと思うのですが、その辺のお考えはあるかどうか伺います。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今回40%につきましては、現状35%という部分と先進的に取り組まれているところの実績から、砂川市でもやった場合40%程度が見込まれるということで現実的な数字でやらせていただいておりますが、健診を受けていただくということにつきましては今回の取り組みで終わりではございませんので、市立病院に健診センターができたことから個別健診が受けられるようになった、健診機会がふえたということも取り組んでおりますし、今回1,500円を1,000円に引き下げたということで軽減されたということでの健診に対する関心を持っていただいて健診に来ていただくということも含めながら、25年度はそういった取り組みをしながら、先進的な取り組みですとか他のご意見がありましたらそういったものを踏まえながら、とにかく健診を受けていただくという体制を、今後も有効的な対策については取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。確かにこれまでもふれあいセンターの保健師さんは大変努力されまして、保健指導もきちっとやっていただいて、ぜひ健診をとというふうに言っているのですけれども、なかなか受診率が上がらないということでは悩みの種の一つでもあったのですが、今回こういう市長の政策で軽減措置をとったということを契機に、ぜひ市民に対するPR活動も一層充実していただいて、健診率が向上するようにぜひ努めていただきたいということを申し上げて、これで終わります。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、291ページ、議案第9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、335ページ、議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費の1目二次予防事業費ということで、379ページになります。ここでアンダーラインが引かれておりますけれども、二次予防事業対象者把握事業委託料509万5,000円の計上がされておりますけれども、いま一度この辺の内容の詳細のことを聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この予算につきましては、先ほどもご説明したとおり新年度から地域で高齢者を見守り支える仕組みづくりの一環として、市、包括、民生委員さんと町内会の皆さんが協働で高齢者の見守りを進めていこうということで、その地域、地域で支援が必要な高齢者の方を抽出といいますか、洗い出していこうというような中で、二次予防事業対象者といいますのが要支援、要介護になるおそれのある高齢者という方でございます。支援が必要な高齢者を把握していく中で、そちらの部分も一緒にできるのではないかとということで、こちらについては地域包括支援センターに委託して、それぞれの町内会に入ったときに支援が必要な高齢者の方を把握する、そこでその作業と一緒にこの二次予防事業対象者の把握事業もしようというものでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 把握事業の中で二次予防である要介護者の皆さん方も一緒にこの事業を



通してやりましょうというための委託料というふうに理解させていただきました。それで、要介護の皆さんをこういった形で把握していくという部分では、実態を把握するための大事なことだと思うのですけれども、この把握をされた後この活用というのはどのような形になっていくのか聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 課長、正確に。要介護の方ではなくてということだと思うのですが、そこもあわせてご答弁ください。

○介護福祉課長 中村一久君 要介護、要支援になるおそれのある方ということでございます。この事業によりまして把握をした高齢者の方につきましては、介護予防事業につなげるというような考えがございまして、ふれあいセンターで年2回介護予防教室を実施しておりますので、そちらにつなげていきたいと。また、先ほども若干ご説明しましたが、サロン活動についての支援もしていこうということで、地域で自主的に立ち上がったサロン活動というものに、この二次予防の対象者把握事業の高齢者の方をつなげていって要介護、要支援になるのを防ぐというようなことにつなげていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体見えてきました。恐らくそういった話の中から、強いて言うと介護予防教室を含めてのことだと思うのですけれども、その前段、運動指導委託料40万4,000円が計上されているのは、まさに介護予防の、二次予防事業のこの対象者把握事業を通して把握された人方も含めて介護予防教室を開催するとき、一層参加してもらうための関連なのかなと思うのですけれども、運動指導委託料ということであるものですから、この辺をちょっと確認として聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり、ふれあいセンターで実施しております介護予防教室において介護予防の運動、こちらについての指導をしていただくということの委託料でございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 このことについてはわかりました。

それで次に、次のページ、381ページ、2目一次予防事業費ということで、似たような形で計上されている部分があるのが運動指導委託料60万5,000円と会場借り上げ料7万1,000円というふうにあります。この辺どういった形で、事業展開にかかわるかと思うのですけれども、この内容を聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 介護予防教室につきましては、二次予防の方も一次予防の方も一緒に参加していただけるというようなものになってございますので、予算的に二次予防と一次予防と分けて計上させていただいております。また、会場の借り上げ料につき

ましては、ふれあいセンターで年2回やっているうち1回は地域で、もう一回はふれあいセンターなのですが、1回は地域に出て介護予防教室を実施しようということでございますので、そちらについての会場の借り上げ料ということになってございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今のお話からいくと、恐らく年2回開催される中では空知太のそらっぴセンターを使って介護予防教室を開催されたりとか、晴見にある東地区コミュニティセンターを使って介護予防教室もされたようですけれども、今回は恐らく新しいところなのだろうと思うのですけれども、これ会場借り上げ料ということで載っておりますので、25年度として、この介護予防教室は2回のうち1回はふれあいセンターであると、1回は地域に出てということですのでけれども、具体的に今の段階で、次どのあたりで開催したいというような考え方があるのだったら聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 23年度が空知太ということで北の方面と、晴見、24年度、今年度ですが、中央ということで、25年度につきましては南地区で実施していくような予定でございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。強いて言うと介護予防事業、いかに予防するかということでの事業展開かと思えます。いろんな形で幅広く皆さんに知っていただいて参加していただくことをお願い申し上げて、終わります。

○委員長 小黒 弘君 委員長から申し上げますが、もし暑い方がいらっしゃったら、どうぞ上着をお脱ぎになってください。

介護保険特別会計予算は、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、393ページ、議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、後期高齢者の関係で質疑をさせていただきますが、415ページの健康診査事業に関するところで委託料が掲載されておりますが、市長の市政執行方針を見ると今度の後期高齢者医療の健診は、特定健診に準じた内容にするというふうに言われていますけれども、それからもう一つは健康診査後の保健師による指導もきちっと行うというふうな市政方針で述べておりますが、私どももこれまで後期高齢者の関係については、市でやれる点では特定健診と後期高齢者の健診は違うから高齢者を差別しているのではないかということをお願いしてきた経緯があるのですけれども、今回の市長のこの提案というのは私は非常に大事な部分をされているので、この特定健診に準じた内容とか保健師の指導というのは特定健診と同じというふうに理解していいのか。準じたとあるのですけれども、その辺の内容についてもう少し詳しくお伺いしたい。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 検査項目につきましては、広域連合の要綱に基づいて今までは実施してきたところでございます。ただ、検査項目が国保の特定健診と比べて少ないということで検査項目、準じてということですが、具体的には心電図ですとか血糖検査、貧血検査等を追加するわけですが、後期高齢者の健診につきましては市内の医療機関で毎月決められた期間行っていただくということでございまして、眼底検査につきましては個人の病院ではできないということで、一部国保の特定健診にはないものもございまして。また、特定健診後の取り組みということでございまして、こちらにつきましてはふれあいセンターから結果通知とともに健康相談のご案内を差し上げて疾病の予防に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 今言われましたように、眼底検査はできないということはわかりました。お話ありましたようにこの健診は、今まで個人病院で行われてきておりまして、私どもも市立病院はどうかというふうに提案をしたことがあるけれども、なかなか今の市立病院の状況では大変だということで個人病院で行われているようでありますけれども、今のお話ですと非常に検査項目もふえて、特に私はその後の高齢者の方々に通知が行って保健師さんが対応してくれるというのはすごくいいことだなというふうに思うのです。これまでそれがなかったのが、結局、後期高齢者の方から我々と差別されているのではないかと、後期高齢者になればもう死んでもいい、死ねというのかとか、さまざまな声が寄せられていたのですけれども、これが今度のことによって解消されるということでは非常にいいことだなと私は思っております。

そこで、もう一点お伺いしたいのは、これは健診料について、400円ですよ、これまでも。これは変わらないのかどうなのか。特定健診のほうは下がったのですけれども、これはどうなのかちょっとお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 健診料についてでございますが、検討する段階ではやはり検査項目がふえるということで健診料の検討はさせていただきましたが、高齢者の方の健康づくりということ、また健診を受ける環境の整備といいますが、受けやすい環境をつくるという意味で健診料につきましては据え置かせていただきます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 400円という金額ですよね、これ。間違いないですね。それで、今までの健診内容だったらそれも高いのではないかと、いろんな話ありましたけれども、今回これだけの検査項目がふえてきちっと健診ができるということになれば、ぜひこれは据え置くということは、私もこれだけふえれば健診料が上がるのではないかと、そういう懸念もありましたけれども、そうではないということがわかりましたので、これは大変努力されているなと思います。ただ、これまでも指摘されている、去年も道の広域連合が来てお話もありましたけれども、なかなか後期高齢者の健診率が上がっていないと。北海道自身が全国平均よりも低かったり、北海道よりも空知管内が低いとか、いろんな状況があったりして、それをきちっと分析したらいいのではないかと、あのときもお話があったのです。つまり皆さん病院にかかっている、健診する人がいなくて低いなら低いのですけれども、そうでなくてやっぱり健診を受けていない方がいらして、病院にもかかっているし、健診も受けていない人がいるとすれば、やっぱりその人たちにはきちっと健診をしていただくことが大事なので、いろんな……個人的にはできませんけれども、行政ではそういうデータなんかも集約して、そして道の事業と市との関係で難しいとかいろんなお話がありましたけれども、砂川市は行政機関ですから、やはりきちっとつかんでいただいて健診率を上げる努力をしていただきたいと思うのですが、そういう、なぜ低いかという分析をきちっとしないと、なかなか上げる上げると言っても、いや、みんな病院へ行っているから低いのではないかと言う人おりますが、しかし同時に、先ほど言いましたように全国平均から見ると北海道が低いと、北海道の平均から見ると砂川市やこの周辺のところも低いということになれば、それはただ一概にそう言えない状況もあるのだろうということで、ぜひ分析して受診率を上げるために努力をしてほしいと思うのですが、その辺のお考えについて伺います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 健診率を上げるということでございます。こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり結果通知とともに健康相談のご案内も差し上げて、その後の取り組み、高齢者の方の健康の増進に向けての取り組みを一緒に話し合っ、その方、その方の実情に応じたものを提供していくということで、そういう中で高齢者の方のご意見を伺いながら、どうして受診率が落ちているのかというようなことも含めまして、ふれあいセンターで今後調査をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収入支出一括して質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 総括質疑でもありましたのですけれども、このITの活用による待ち時間の短縮対策をきちっと行っている点で、いろいろ総括のときにもご答弁がありました。それで、この待ち時間問題というのは大変難しい問題であると同時に、市民の皆さんから、あるいは患者さんから私たちにも寄せられる、また病院側もそうですけれども、寄せられる一番大きな要望事項だというふうに思っております、今回のことにも期待されているのですけれども、総括質疑の中で今アンケート調査を行っているというようなお話もお伺いしたのですけれども、このアンケートの内容と、どういう形でアンケート調査がされているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 待ち時間対策に関するアンケート調査のご質問だと思います。アンケート調査につきましては、当院におきましては3月上旬に診療日の4日間につきましてアンケート調査をいたしました。対象は、外来に来る患者さんが診察を終えて会計を待つ時間の間にアンケート調査のご協力をいただいております。4日間で回収したのが全部で2,100件余りです。各システムというか、今後平成25年度で導入しようと考えている待ち時間対策の案内表示システムのご利用について、こういうシステムが稼働された場合、利用いたしますか、もしくは利用しませんかという問い合わせのアンケート調査でございます。その結果につきましては、各年代では利用する、利用しない、それぞれちょっと回答率が違うのですけれども、全体を通しましては利用させていただくという回答を得たのが約78%、利用しないというのが22%ということになります。また、同時にメール配信についてのサービスも考えておまして、そのアンケートの結果が、これも年代によってはばらつきがあるのですが、全体では50%を超える回答を、利用するという回答を50%以上受けている状況でございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 これは、今のお話があったように3月上旬に4日間で調査が終わった結果だと言うのですけれども、今はアンケートをやっていないのですか。私は、あるところへ行ったらアンケート用紙がありまして、お店とかいろんなところでアンケート活動をしているのかなというふうに思って、市内のどういうところでやっているのかなということがあるので、かなり広くアンケート活動をやられているのかなと思ったのですけれども、今のお話は病院に来た方のアンケートの結果なのですから、何かもっと広くやるという点でやってはいないのか、いるのか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 ただいま私のほうからご回答させていただいたのは、今月入りまして4日間、診療日につきましては外来患者さんに対してアンケート調査を行いましたけれども、まちなかで商店街を対象に同様のアンケートを実施しているということも聞いております。その回答につきましては、まだ私のほうには集計結果が来ておりませんので、集計結果が出次第、何らかの形でまた公表したいなと思っております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 まちなかでやられているのは病院でやっているのではなくて、違うということなのですか。今誰かが独自に、皆さん協力しているのか、どういう形なのか。私は、市立病院がやられているのだろうというふうに思って、これはすごくいいことだなと、あちこちでそういうお話を聞いて、僕にもしませんかと言われたものですから、広く市民の皆さんの声を聞いているのだろうと。病院に来た人だけでなく、やっているのではないかというふうに受け取ったものですから、商店街だけでなくあちこちでやったり、もっと我々の田舎というか、地域のほうでもそういうことの声も聞いてもらえたらいいなというふうにも思っていたものですから、そのアンケートと今まちなかでやられているアンケートというのは同じものではないのですか、ちょっとお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 まちなかでアンケート調査を実施しているというのは、まちなか活性化協議会のほうでやられております。アンケート調査そのものは以前から、当院で新年度予算にご提案していますシステムを予定したときからアンケート調査をやるというふうに決めておりましたので、若干実施が院内では早くなりましたけれども、同時にまちなか協議会のほうでもぜひ対象を院内だけではなく、まちの住民の方にも幅広くご意見をいただきたいということで同様のアンケート調査をしたいということで、ちょっとタイムラグは発生しましたが、協議会のほうでアンケート調査、内容につきましては我々と同様のアンケート項目の内容となっております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

それで、私がお話ししたいのは、先ほど言いましたようにまちなかで僕自身も言われて

見て、すごいことやっているな病院ではというふうに私は思ったのです、協議会がやっていると思いませんでしたから。だったら、もっとそういうところでやるのであれば、私たちの町内会とかいろんなところの意見も、そのアンケートに我々も協力をしたいので、声を聞いて、先ほど言いましたように待ち時間がどうかということが一番市民の皆さんの関心が多いし、我々にも病院の苦情として来るのが一番その辺が多いので、病院もこうやって努力をしているのですよということを皆さんに言って、皆さんの声を知ることができるということがあったなと思って、まちの中でやられているというのは大変いいことだなというふうには思ったのですけれども、ぜひこれをもっと広くやっていただけないかどうか。そのことによって市民の皆さんの今の市立病院の待ち時間に対するいろんな意識も変わってくると思うのです。ただ待ち時間が長いとかなんとかという、そういう文句だけでなく、どうしてそうなって、病院もこういう努力をしてやっていると、それで皆さんもご協力をしていただきたいということになれば、できる人は今言ったメールとか、それからいろんな形でできることになるのだろうと思うし、そのシステムそのものについても理解をしていただけることになるのではないかと思います、その辺もっと広くやる考えはないかどうかだけお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 中心市街地活性化協議会の委員として、病院として参加させていただいています立場からちょっとお答えしますけれども、協議会の中でもやはりまちなかの活性化ということで病院に来ている患者さん、この人方を待ち時間を使ってどのように回遊していただくかというような話から、待ち時間の問題もいろいろご要望といたしますか、ご意見をいただいて、その中でたまたま今回、市長の政策でロードヒーティングにしてもらったり、そういうこともあって回遊しやすくなるというところから、こういうIT化での患者さんの待ち時間対策、有効に使っていただく対策ということで機器といたしますか、システム化をしようというようにきた流れでございます。先ほど医事課長のほうからも答弁いたしましたけれども、そういうような中で最初はやはり患者さん、アンケートの仕方としては来ていただいている患者さんの部分でやろうという話を、うちの中では検討していたのですけれども、サンプル数というのですか、1週間の中の月から金とかであれば、当然患者さんもその期間に来ている人しかとれないということもありますし、あと市外からの患者さんも多いということもありますので、そういう意味でもまちに流れるということで商店街の人たちがぜひ協力をさせてくださいというようなありがたいお言葉をいただきまして、まずそこで商店街の皆さんにお願いをしたというような経過がございます。町内会とか全戸を確認するという話も病院の中ではありましたけれども、それについては病院にかかっている人、かかっていない人もいらっしゃいますし、病院に来ていただいている外来患者さん、そこを中心にまずは考えようということで今回このような範囲に聞くというようなことになった次第でございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 経過はわかりました。病院の患者さんをまちの中にどう誘導するかというのは大事な施策の一つでありますから、そういう点で商店の皆さんがご協力してそういうアンケートをやられているのだということが今わかったのですが、私は最初わかりませんでしたから、病院がそういうところにもアンケートを置いているのだなというふうに理解して、これはすごくいいことだし、もっと広く私たち農家の人たちにも意見を聞いてほしいなというような感じがしたものですから、今回その待ち時間対策ということからしか私は考えていなかったのですが、今言ったようにまちなかを活性化するという点から活性化協議会の人たちが協力していただいたということは大変結構なことなのですが、ぜひ待ち時間の短縮とか、この改善については多くの方々の期待でもありますし、一番大きい要望でもあるというふうに思いますので、今回のこれで全て解決するというのではないと思いますけれども、一つの方向づけがされるのだと思いますので、ぜひ多くの皆さんの声を聞いていただいて改善をしていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、何点が質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、給与も支払いをしているわけですから、看護師の動向ということで聞かせていただきたいと思います。ちなみに、37ページのところを見ますと看護師ということで平成25年1月1日現在と24年1月1日現在、看護師の職員数ということでも載っております。なお、平成25年1月1日現在では361名ということでありまして、25年度中でこの看護師の退職だとかを含めた動向というのかな。この辺は、どのように今現在押さえられているのか聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 看護師数の関係かと思いますが、今年度では中途退職が今までで14名おります。3月31日にも21名ぐらいの退職が一応予定されていまして、合わせると年度内では35名ぐらいということになっております。今後なのですが、25年度入って4月1日採用は現在32名で、きょうも実は採用試験といいますか、面接試験を行っておりますけれども、その中でも若干ふえる予定にはなっているところでありまして、その分でふえるのは去年の例えば4月1日現在と比べると、実で四、五人もしくはきょうの採用によってはもう少しふえるかなというような状況でございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。やめられる方と新規に採用というか、入られる方も含めたら大体同じような人数もしくは若干採用されて入る方がちょっと多いかなということで、それでもまだまだ看護師の定数というか、職員数は足りないのかなというふうに思います。今後一層の募集も含めながら努力をしていただきたいと思います。

続いて、この中では見てもちょっとよくわからないので聞かせていただきたいと思います。



すが、駐車場ができ上がってもう完全に動いておりまして、25年度においては駐車場の管理費を含めてどのぐらいの費用がかかるということを想定されているのか聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 立体駐車場の管理費の関係でございますけれども、一応管理業務は委託料の中で含んでおります。委託料の管理業務という中に含んでおりまして、立駐分では、一応予算では約1,200万ぐらいの予定として計上させていただいております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 委託料の中でということなものですから、確かにここは警備員も配置されているし、もちろんエレベーターの設置もされているし、電気もかかるわけで、そういったことも全部合算された中で1,200万ほどかかるというふうに理解していいのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 今の委託料の業務の内容については、電気料とかそういうものは含んでおりませんで、警備員さんを配置しているのと、あとは夜間の巡回をしていただくというような、それも警備の方なのですけれども、その分と、あとは立駐の平場の部分があるのですけれども、その除雪ですか、そこも含めての金額ということになっております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。委託ですから、今後これからずっと委託というような形で警備員も含めて、冬であれば除雪も含めてやっていただくというような方向性であるというふうに思っているのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 まず、昨年の秋にできて、最初は混乱するであろうということで警備員の方も少し多目には配置させていただきました。25年度においてもどのように、どれぐらい必要なかということもございますけれども、先ほど言ったように人の設置と、あとは除雪とかそういう巡回、そういうようなことを考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 駐車場の件についてはわかりました。

続きまして、ハイブリッド手術室の関係で、総括質疑も通しながら、平成26年度からハイブリッド手術室の動きがあるということですが、そういった中で26ページ、資本的支出の中の建設改良費、院舎改修費ということでハイブリッド手術室実施設計費ということで490万が計上されておりますけれども、そもそもこの実施設計費ということがあるものですから、この実施設計は大体どのぐらいの期間で、いつから始めていつからいつごろまでをめどに、この実施設計というものをつくっていくのか聞かせていただきたいと思

います。

○委員長 小黒 弘君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 ハイブリッド手術室の実施設計でございます。手術室ということで、かなり設備的に集約されている部屋といったことになる。そういったことで、建築的なものに加えましてエックス線を発する血管造影装置、こういったことでいくと鉛防護が必要になるとか、手術室であるので空気清浄度、今考えているのはクラス1,000ということで、1万よりクラス1,000のほうがより清浄度が高いといったもの、さらに重量の関係、天つりもあれば床置きもある。そういった構造の補強、さらには現行、手術室が動いておりますから、そういった空調関係を生かして、さらに迂回させてとか、かなり専門的なことが必要になるといったことから、これらについては設計を委託していかなければならない。そういったことから、新年度4月に入りましたら早々に発注いたしまして、先般の総括質疑でご答弁申し上げましたが、稼働が26年度の早いうちということで、結構時間がかかるように聞こえるわけですが、実際工事をしていくとなると土曜日、さらには日曜日、やれて祝日、ただその合間でも緊急的な手術が入ってきた場合に果たしてそれらも全てできるかといったことも危惧しております。結構な期間を見た。そうした中では、4月に発注した実施設計を今度、次回6月の定例会では何とか工事費を計上していきたいと、そのように考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 この実施設計については大体理解しました。4月入ってから発注をしてまいるといふことで、最終的には実施設計ですからハイブリッド手術室の工事も含めての予算計上が6月の定例会というふうに私はお聞きしたのですけれども、お話を聞いていると何か結構大々的というか、手術室の中をかなりいじるのかなとは思っておりますけれども、ただ工事の関係はやはり利用の関係もあるから土曜日、日曜日、祝日みたいなような話もありますけれども、これは基本的に実施設計ができ上がって、最終的に6月の定例会には工事費の関係が提案されていくということでもいいのかどうか再度確認したいと思います。

○委員長 小黒 弘君 休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時57分

○委員長 小黒 弘君 それでは、委員会を再開します。

ここで委員長より申し上げます。議事の進行上、本日の審査時間を審査が全て終了するまで延長したいと思います。

審査を続けます。

それでは、市立病院事務局審議監、ご答弁お願いします。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 4月に実施設計を発注いたしまして、建設工事費、さらには工事管理の部分も委託していく部分が出てこようかと。それらについては、6月

議会での補正予算で計上させていただきたいと今現在は考えているといったことでご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今後、工事費の関係は補正予算で出てくるということで、そのときにまたいろいろお聞かせをいただければと思います。

それで、ハイブリッド手術室の関係では、ハイブリッド手術室装置ということでも、医療機器の購入ということもありまして、総括質疑を通しながらお聞きしていても、心臓疾患とか脳疾患、さらには整形の関係でも利用していきたいと。基本的には専属のお医者さんがいるわけではなくて、それぞれの担当で使っていきたいというふうな答弁を聞かせていただいていたのですけれども、基本的にそういった方たちですから、もちろん操作も含めて、めったにないハイブリッド手術室装置なものですから、しっかりとした操作の体制というのはでき上がっていくというふうに認識させていただいていいのかどうか、それを聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 ハイブリッド手術室に入ります血管造影撮影装置、実際これらの装置を一部ドクター、さらには看護部、それとうちの建築技術スタッフが先進導入されております北海道大学病院にちょっと視察に行つたと。私は総務文教委員会があったものですから同行できなかったのですが、その際にもお聞きしてきたのが機器の関係の操作といったもの、今委員さんからちょっとご質問あった中で、私たちもちょっとその辺が気になっていたところなのです。それで、お聞きしたところによりますと、実際は放射線技師も入ることは入るでしょうと。そうした中では、ドクターみずから操作する場合もあると。そして、さらにその血管造影装置にCアームといってC型のアームがついているという形は大体イメージがなされると思うのですが、実はこのCアームと手術台というのが連動しているのです。Cアームが動くとき手術台が動くといった代物でして、これらがかなりの、要するにコンピューターでプログラムしていくわけですが、これにかなり時間も要して、さらに実際使われている北海道大学病院でも導入した後3カ月ぐらい試行錯誤して、なおかつ今もいろいろ試行錯誤しながらも使用しているといった中では、やっぱり誰か限定ということは、なかなか私たち直接医療従事者ではございませんから申し上げるのは難しいわけですが、場合によってはドクター、そして放射線を発するときには、操作室というのがハイブリッド手術室の中では設けられますから、そうした中ではその放射線技師がつく場合もありますし、当然手術ですから麻酔医がいなければ手術ができないということになれば、麻酔医もその中に入っていると。そういったことの中でこの手術室が活用されていくと、そういったイメージでお考えいただきたいなと、そういうふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 基本的には26年の早い時期に稼働というか、要するに使っていきたいということですから、はっきり言って隣近所にたくさんあるような機械ではないというのは、これは承知していますし、なおかつ必要性は私も痛切に感じていますから、申しわけないけれども、やっぱりこれを操作すべき必要とされるお医者さんを含めて、技師の方を含めて、いろんな形で今の市立病院としてしっかりと対応していくというか、時間もかかる中でこれから動いていけるわけですから、この辺は使えるときにはしっかりと使えるような努力を今からしてほしいなということだけお話しさせていただきます。このことについては終わります。

最後に、資産購入費の中で、その他でドクターカーというのがありまして、要は整備の必要性及び効果ということでは書いてあるのですけれども、そもそもこのドクターカーはどういった形で活用されていくのかということを経験に聞かせていただけないかなというふうに思っています。

○委員長 小黒 弘君 ちょっと今のドクターカーの前に審議監、1つだけ気になることをちゃんとお答えください。今回ハイブリッド手術室をやる上で、しっかりとやれるということですよ。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 今委員長からそういったご指摘ございました。そういった中では、あえて申し上げますが、新病院に改築する際、私が改築で行った18年度ですが、院長の方針といたしましてチーム医療を向上させると。そういったお話の中では、特にこのハイブリッド手術室につきましては内科的、さらには外科的ということで双方の治療行為から手術に移るといったことで、チーム医療の向上といったことがなくしてはこの手術室は機能いたしません。そういったことは院長からもお話を聞いております。そういったことから、これらハイブリッド手術室も含めて当院、チーム医療の向上といったことも目指して着実に進めておりますので、ご心配のないようにしっかり稼働させていくように今後とも鋭意努力をしております。

○委員長 小黒 弘君 では、続いてドクターカーの関係で、管理課長。

○管理課長 山田 基君 ドクターカーの関係でございますけれども、ドクターカーはいろんな形があると思いますけれども、当院で考えているのはまず救急現場、そちらのほうに一刻も早く医師が駆けつけて、そちらで初期診療を行うということとか、あとはどこかで、高速とかでもいいのですけれども、事故が起こったときに搬送されてくる、当然救急車などで搬送されてくると思うのですけれども、そこに医師がいれば救命率は当然上がると思いますので、途中でドッキングといいますか、会って一緒に乗って治療しながら運んでくるというような、そういうような形のドクターカーということで考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 必要性ということで話はわかりました。ただ、そもそもこのドクターカー、砂川の市立病院として独自に考えられていたのか、もしくはほかの機関からこういっ

たことも含めて要請があって必要性が求められてきたのかということでは、この辺はどういう形なのかなと思うのですけれども、聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 近隣から入れてくれという、そういうようなお話ではなくて、うちは地域の救命救急センターというふうに指定されておりますので、そういう絡みもありまして道の方々とかいろいろ協議をしておりました。地域医療再生基金ですか、それを使ってその中でドクターカーというものを入れることによって、先ほど少し申し上げましたけれども、救命率、これを上げていけるのに必要だということで、その辺は道のほうとお話をしながら、こういうのを決定させていただいたところでございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかってきましたけれども、最後に例えばドクターカーは消防が持っている救急車だとかドクターヘリのように中に医療設備が整っていると、全てそこまで充実しているとは言わないかもしれないけれども、それに近い部分であるというふうに考えていいのかどうかだけ聞かせてください。

○委員長 小黒 弘君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 車自体は、うちで考えているのはそういう高規格とか装備しているものではなくて、逆にお医者さんに乗せて運ぶというか、連れていく、それに従って救急的に災害とか起きたときに持っていけるような携帯用のものを一緒に積んで運べるというようなものを考えておまして、当然患者さんは相手方、事故現場から例えば消防が行って運んでくるということがありますので、そちらの救急車に乗ってくるということも考えておりますので、うちとしてはそういう人と携帯用のある程度のを運べるというような形で考えております。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

○委員長 小黒 弘君 以上で本委員会に付託されました議案第13号、第15号から第

18号、第14号及び第25号、第19号から第24号まで、第26号から第32号まで、第7号から第12号までの各議案の審査を全て終了いたしました。

本日は、26件の議案が検査されたのですが、そのうち46項目において委員の皆さんからご質疑がありました。委員会の重責を全うすることができました。ありがとうございました。

これで第2予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午後 4時09分

委 員 長